

# 神崎市新庁舎建設工事

- 建築意匠図
- 建築構造図
- 電気設備図
- 空調設備図
- 給排水設備図

平成30年1月

山下設計・堤正則建築設計事務所 設計共同体

建築意匠図									建築構造図					
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
1001	図面リスト	N. S.	1401	1・2階建具符号図	1/200	1701	計画高平面図	1/300	2001	特記仕様書 1	N. S.	2123	庁舎棟 アンボンドブレースリスト	N. S.
1002	特記仕様書 1	N. S.	1402	3・4・5階建具符号図	1/200	1702	横断面 1	1/200	2002	特記仕様書 2	N. S.	2124	庁舎棟 架構配筋図	1/40
1003	特記仕様書 2	N. S.	1403	建具共通事項	N. S.	1703	横断面 2	1/200	2003	特記仕様書 3	N. S.	2125	庁舎棟 鉄骨詳細図 (1)	1/40
1004	特記仕様書 3	N. S.	1404	建具表 1	1/100	1704	排水計画平面図	1/300	2004	構造鉄筋標準図 (1)	N. S.	2126	庁舎棟 鉄骨詳細図 (2)	1/40
1005	特記仕様書 4	N. S.	1405	建具表 2	1/100	1705	舗装計画平面図	1/300	2005	構造鉄筋標準図 (2)	N. S.	2127	庁舎棟 鉄骨詳細図 (3)	1/40
1006	特記仕様書 5	N. S.	1406	建具表 3	1/100	1706	緑石計画平面図	1/300	2006	構造鉄筋標準図 (3)	N. S.	2128	庁舎棟 雑詳細図	1/40
1007	特記仕様書 6	N. S.	1407	建具表 4	1/100	1707	施設計画平面図	1/300	2007	構造鉄筋標準図 (4)	N. S.	2129	庁舎棟 ダイヤレンNS設計・施工標準仕様書	N. S.
1008	特記仕様書 7	N. S.	1408	建具詳細図 1	図示	1708	植栽計画平面図	1/300	2008	構造鉄筋標準図 (5)	N. S.	2130	庁舎棟 ダイヤレンNS計算結果一覧表	N. S.
1009	工事区分表	N. S.	1409	建具詳細図 2	図示	1709	割付平面図	1/300	2009	ひび割れ対策要領図	N. S.	2131	庁舎棟 納まり詳細図	1/20
1010	敷地案内図・敷地求積図	1/300	1410	建具詳細図 3	図示	1710	外構詳細図 1	図示	2010	構造鉄骨標準図 (1)	N. S.	2132	フラットデッキ 設計・施工標準	N. S.
1011	敷地現況図	1/300				1711	外構詳細図 2	図示	2011	構造鉄骨標準図 (2)	N. S.			
1012	配置図	1/300	1501	部分詳細図 1 (外部)	図示	1712	外構詳細図 3	図示	2012	構造鉄骨標準図 (3)	N. S.	2201	車寄せ庇 多翼式鋼管杭回転埋設工法特記仕様書	N. S.
1013	面積表及び求積図	1/300	1502	部分詳細図 2 (床)	図示	1713	外構詳細図 4	図示	2013	構造鉄骨標準図 (4)	N. S.	2202	車寄せ庇 杭伏図、基礎地中梁伏図	1/100
1014	平均地盤面算定図	1/300	1503	部分詳細図 3 (壁)	図示	1714	外構詳細図 5	図示	2014	構造鉄骨標準図 (5)	N. S.	2203	車寄せ庇 屋根伏図	1/100
1015	地上総合仮設計画図	1/300	1504	部分詳細図 4 (天井)	図示	1715	外構詳細図 6	図示	2015	構造鉄骨標準図 (6)	N. S.	2204	車寄せ庇 軸組図	1/100
			1505	部分詳細図 5 (建具)	図示	1716	外構詳細図 7	図示	2016	構造鉄骨標準図 (7)	N. S.	2205	車寄せ庇 リスト	1/40, 20
1101	外部仕上表・材料仕様表	N. S.	1506	部分詳細図 6 (雑)	図示	1717	外構詳細図 8	図示	2017	ベースバック柱脚工法設計施工標準図 (1)	N. S.	2206	車寄せ庇 鉄骨詳細図	1/40
1102	内部仕上表 1	N. S.	1507	部分詳細図 7 (雑)	図示	1718	外構詳細図 9	図示	2018	ベースバック柱脚工法設計施工標準図 (2)	N. S.	2207	水防倉庫棟 多翼式鋼管杭回転埋設工法特記仕様書	N. S.
1103	内部仕上表 2	N. S.	1508	部分詳細図 8 (水廻り)	図示	1719	外構詳細図 10	図示	2019	ベースバック柱脚工法設計施工標準図 (3)	N. S.	2208	水防倉庫棟 伏図	1/100
1104	ビット図・1階平面図	1/200	1509	風除室 1 詳細図	図示	1720	外構詳細図 11	図示	2020	ベースバック柱脚工法設計施工標準図 (4)	N. S.	2209	水防倉庫棟 軸組図	1/100
1105	2・3階平面図	1/200	1510	車寄せ庇詳細図 1	図示	1721	外構詳細図 12	図示	2021	ベースバック柱脚工法設計施工標準図 (5)	N. S.	2210	水防倉庫棟 基礎断面リスト	1/40
1106	4・5階・屋根平面図	1/200	1511	車寄せ庇詳細図 2	図示	1722	外構詳細図 13	図示	2022	ベースバック柱脚工法設計施工標準図 (6)	N. S.	2211	水防倉庫棟 鉄骨リスト	1/20
1107	立面図	1/200	1512	屋上緑化詳細図	図示	1723	外構詳細図 14	図示	2023	QLデッキ合成スラブ設計・施工標準	N. S.	2212	車庫棟 多翼式鋼管杭回転埋設工法特記仕様書	N. S.
1108	断面図	1/200				1724	外構詳細図 15	図示	2024	ボーリング柱状図 (1)	N. S.	2213	車庫棟 杭伏図、基礎地中梁伏図	1/100
1109	柱芯・壁芯図	1/30	1601	造作家具詳細図 1	図示	1725	外構詳細図 16	図示	2025	ボーリング柱状図 (2)	N. S.	2214	車庫棟 1階伏図、屋根伏図	1/100
			1602	造作家具詳細図 2	図示	1726	外構詳細図 17	図示	2026	ボーリング柱状図 (3)	N. S.	2215	車庫棟 軸組図	1/100
1201	矩計図 1	1/50	1603	造作家具詳細図 3	図示	1727	外構詳細図 18	図示	2027	特定天井 特記仕様書	N. S.	2216	車庫棟 基礎断面リスト	1/40
1202	矩計図 2	1/50	1604	エレベーター詳細図 1	図示	1728	車庫棟詳細図 1	図示				2217	車庫棟 鉄骨リスト	1/20
1203	矩計図 3	1/50	1605	エレベーター詳細図 2	図示	1729	車庫棟詳細図 2	図示	2101	庁舎棟 杭伏図、基礎地中梁伏図	1/200	2218	車庫棟 鉄骨詳細図	1/40
1204	矩計図 4	1/50	1606	エレベーター詳細図 3	図示	1730	水防倉庫棟詳細図	図示	2102	庁舎棟 1階伏図、2階伏図	1/200	2219	水防倉庫棟、車庫棟 ダイヤレンNS設計・施工標準仕様書	N. S.
1205	階段詳細図	1/50	1607	1階サイン符号図	1/250	1731	懸垂幕詳細図	図示	2103	庁舎棟 3階伏図、4階伏図	1/200	2220	水防倉庫棟、車庫棟 ダイヤレンNS計算結果一覧表	N. S.
			1608	2～5階サイン符号図	1/250				2104	庁舎棟 5階伏図、R階伏図	1/200	2221	懸垂幕 多翼式鋼管杭回転埋設工法特記仕様書	N. S.
1301	1階平面詳細図	1/100	1609	サイン意匠図 1	図示				2105	庁舎棟 軸組図 (1)	1/200	2222	懸垂幕 構造図	1/100, 40, 20
1302	2階平面詳細図	1/100	1610	サイン意匠図 2	図示				2106	庁舎棟 軸組図 (2)	1/200	2223	オイルタンク基礎 多翼式鋼管杭回転埋設工法特記仕様書	N. S.
1303	3階平面詳細図	1/100	1611	サイン意匠図 3	図示				2107	庁舎棟 軸組図 (3)	1/200	2224	オイルタンク基礎 構造図	1/30
1304	4階平面詳細図	1/100	1612	書架詳細図 1	図示				2108	庁舎棟 軸組図 (4)	1/200			
1305	5階・屋根平面詳細図	1/100	1613	書架詳細図 2	図示				2109	庁舎棟 基礎断面リスト (1)	1/40			
1306	エントランスホール詳細図	1/100	1614	電動ロールスクリーン詳細図	図示				2110	庁舎棟 基礎断面リスト (2)	1/40			
1307	議場詳細図 1	1/50							2111	庁舎棟 基礎断面リスト (3)	1/40			
1308	議場詳細図 2	1/50							2112	庁舎棟 地中梁断面リスト (1)	1/40			
1309	水廻り詳細図	1/50							2113	庁舎棟 地中梁断面リスト (2)、地中小梁断面リスト	1/40			
1310	展開図 1	1/100							2114	庁舎棟 柱芯案内図	1/150, 75			
1311	展開図 2	1/100							2115	庁舎棟 柱断面リスト (1)	1/40			
1312	天井伏図 1	1/200							2116	庁舎棟 柱断面リスト (2)、SRC柱 鉄骨柱継手リスト	1/40			
1313	天井伏図 2	1/200							2117	庁舎棟 大梁断面リスト (1)	1/40			
1314	OAフロア範囲図	1/200							2118	庁舎棟 大梁断面リスト (2)	1/40			
									2119	庁舎棟 スラブ・小梁断面・壁リスト	1/40			
									2120	庁舎棟 鉄骨柱・柱脚リスト	1/20			
									2121	庁舎棟 鉄骨大梁断面・鉄骨大梁継手リスト	N. S.			
									2122	庁舎棟 鉄骨小梁断面リスト、RC取合部詳細図	1/20			

山下設計・堤正則建築設計事務所設計共同体	代表 設計者	資格/番号 一級建築士 第199063号	氏名 嵯島 亮	捺印	製 図	検 図	納品検査	訂正	特記	神埼市新庁舎建設工事	図面内容	図面リスト	図面番号	1001
	担当 設計者	一級建築士 第238905号	重名 俊二	一級建築士 第329778号	江島 秀典	縮尺	NS				区分	建築意匠図		



<p>■1.4.1 環境への配慮</p> <p>1) 居室の室内空気質は、指定された揮発性有機化合物について関係法令などを遵守するとともに、室内濃度の厚生労働省の指針値をクリアすること。</p> <p>2) クロロビリホス発生のある建材は使用しない。</p> <p>3) 木材の防蟻・防虫剤は、クロロビリホス、フェノキシカル、ダイアジンンを含有しない薬剤を使用する。</p> <p>4) ホルムアルデヒドについては、内装工事全般（木工事・建具工事・塗装工事・内装工事・家具工事及び天井工事）に使用する建築材料・家具材料・塗料及び接着剤の選定にあたって、JIS又はJASのF☆☆☆☆認定品、又は国土交通大臣のF☆☆☆☆認定品を使用する。</p> <p>5) アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼン、テトラファン、フタル酸ジメチル、フタル酸ジエチルヘキシルについては、含有していない材料又は含有量・放散量の極めて少ない材料を使用する。</p> <p>6) 木材に接着剤を使用する場合は、当該木材に滅菌処理を施す。</p>	<p>■1.5.9 化学物質の濃度測定</p> <p>1) 内装完了後、建物引渡前に室内空気中の化学物質の濃度測定を行う。</p> <p>2) 測定対象物質は以下に指定する物質とする。 ※ホルムアルデヒド ※アセトアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※ステレン ※パラジクロロベンゼン ・ダイアジンン ・クロロビリホス ・フェノキシカル ・テトラファン ・フタル酸ジメチル ・フタル酸ジエチルヘキシル</p> <p>3) 測定対象室は全体で（ 99室、対象カ所は142カ所）とし、監理者の指示による。</p> <p>4) 測定対象物質の室内濃度測定方法は厚生労働省及び国土交通省指定の測定方法（パッシブ型採取器）に準拠する。</p> <p>5) 測定結果が上記の厚生労働省の指針値を超えていた場合は、放散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再測定を行う。</p> <p>6) 建物の竣工引渡時には、前記の厚生労働省による指針値以下であることを確認の上、報告書を監理者に提出する。</p>
---	--

<p>■1.4.2 材料の品質等</p> <p>1) 日本工業規格（以下新JISという）、日本農林規格（以下JASという）、その他規格類、官公署及び電力・ガス・水道などの供給会社の各種規格などは最新のものを適用する。</p> <p>2) 上記規格表示のない材料・製品を採用する場合は、品質及び性能・供給の安定性・認定又は許可の写し、施工実績・保守体制等を記載した「自己適合宣言書」の写しにより、品質の程度を評価し、資料を添えて監理者に提出し監理者及び発注者の承認を受ける。</p> <p>3) 設計図書に機器・材料の品質が明示されていない場合、品質の程度を示した資料に基づき評価し、適切な品質のものとする。</p> <p>4) 設計図書に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、品質の程度を評価し、資料を添えて監理者の承認を受ける。</p> <p>5) 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないもの（含有率=0）とする。</p> <p>6) アスベスト無含有製品がない場合には、発注者・監理者と協議する。</p>	<p>■1.5.11 定礎等</p> <p>1) 定礎の設置 ※しない ○する a. 石種 ( ) ○本礎 b. 大きさ W 600 × H 450 c. 収納ボックス 鋼製、指定彫込文字、取納箱 ( )</p>
--	--

<p>■1.4.4 材料の検査等</p> <p>1) 下記に指定する機器・材料・製品は、製作・施工に先立ち監理者の立会い検査を受ける。検査は現場で行うのを原則とするが、現場で検査が不可能な場合は、現場以外での検査を可とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築工事</th> <th>電気設備工事</th> <th>空調設備工事</th> <th>衛生設備工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 免震装置</td> <td>○ 受変電機器</td> <td>・ 冷凍機</td> <td>・ 衛生器具</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 鉄骨</td> <td>○ 動力制御盤</td> <td>・ 冷却塔</td> <td>・ 製缶類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 杭</td> <td>○ 分電盤</td> <td>・ ボイラー</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ コンクリート</td> <td>○ 端子盤</td> <td>・ 空調機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 防錆</td> <td>○ 発電機</td> <td>・ FOU</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PFCキャストコンクリート</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 石、人造石</td> <td></td> <td>・ 製缶類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ タイル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ カーテンウォール</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ アルミ製建具</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鋼製建具</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ステンレス製建具</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 家具</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 昇降機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ゴンドラ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 植栽</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 機器・材料・製品の検査は全て受注者等の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の検査を受ける。監理者の検査が不適正と判断される場合は、再検査を行うか確認の為に提出し、監理者の検査に必要な資機材・労務などを提供する。</p> <p>3) 監理者の検査に必要となる費用（交通費・宿泊費の実費）は受注者がこれを負担する。</p> <p>4) 機器・材料・製品などに対する監理者の検査が現場以外において行われる場合、それに必要な監理者等の立会いに要する費用（交通費・宿泊費の実費）は受注者がこれを負担する。</p>	建築工事	電気設備工事	空調設備工事	衛生設備工事	その他	○ 免震装置	○ 受変電機器	・ 冷凍機	・ 衛生器具		○ 鉄骨	○ 動力制御盤	・ 冷却塔	・ 製缶類		・ 杭	○ 分電盤	・ ボイラー	・		○ コンクリート	○ 端子盤	・ 空調機			・ 防錆	○ 発電機	・ FOU			・ PFCキャストコンクリート		・			・ 石、人造石		・ 製缶類			・ タイル					・ カーテンウォール					・ アルミ製建具					・ 鋼製建具					・ ステンレス製建具					・ 家具					・ 昇降機					・ ゴンドラ					・ 植栽					・ その他					<p>■1.5.12 排出ガス対策型等建設機械</p> <p>1) 本工事に於いて建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p> <p>2) 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。</p> <p>3) 上記により難しい場合は、監理者と協議するものとする。</p> <p>4) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監理者に提出する。※上記建設機械は低騒音・低燃費型とする。</p>
建築工事	電気設備工事	空調設備工事	衛生設備工事	その他																																																																																							
○ 免震装置	○ 受変電機器	・ 冷凍機	・ 衛生器具																																																																																								
○ 鉄骨	○ 動力制御盤	・ 冷却塔	・ 製缶類																																																																																								
・ 杭	○ 分電盤	・ ボイラー	・																																																																																								
○ コンクリート	○ 端子盤	・ 空調機																																																																																									
・ 防錆	○ 発電機	・ FOU																																																																																									
・ PFCキャストコンクリート		・																																																																																									
・ 石、人造石		・ 製缶類																																																																																									
・ タイル																																																																																											
・ カーテンウォール																																																																																											
・ アルミ製建具																																																																																											
・ 鋼製建具																																																																																											
・ ステンレス製建具																																																																																											
・ 家具																																																																																											
・ 昇降機																																																																																											
・ ゴンドラ																																																																																											
・ 植栽																																																																																											
・ その他																																																																																											

<p>■1.4.5 材料の検査に伴う試験</p> <p>1) 機器・材料の試験及び施工検査に伴う試験は、次の場合に行う。 a. 設計図書に定められた場合 b. 試験によらなければ設計図書の定める品質又は性能・機能に適合することが証明できない場合 c. 石材、じゅうたん等の天然素材</p> <p>2) 供試体の製作要領は設計図書の定めによる。但し、定めがない場合は、監理者の承認を受けた方法による。</p> <p>3) 試験を公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合を除き、試験には監理者の立会いを受ける。但し、予め監理者の指示を受けた場合は、この限りではない。尚、監理者の立会いに必要な資機材・労務などを提供する。</p>	<p>■1.6.1 完成、検査</p> <p>1) 完成（竣工）検査 a. 受注者は、工事の完成に先立って、工事担当者及び会社としての自主検査を行い、その結果を「完成自主検査報告書」として作成し、監理者に提出し確認を受ける。 b. 監理者完成検査は、現場監理担当者検査を実施後、且つ法的検査を受けた後、山下設計本社及び支社監理部門から派遣する検査担当者より行う。検査の結果については、「監理者検査調書」として取り纏め、発注者に報告する。</p> <p>2) 受注者は、工事の完成に際し、使用材料の仕上り状態について清掃が完了した状態で、原則として全数にわたり以下の検査を行う。検査結果について報告書を監理者に提出し、監理者の承認を受けた上で監理者の検査を受ける。 a. 外観検査：外壁仕上材、建具、ガラス、シーリング、設備器具取付け状態等について目視、打診、噴霧、聴音、触手などにより、損傷、剝離、汚れ、止め付け不良、不具合その他について検査する。 b. 内装検査：各部位について、損傷、剝離、汚れ、納まり不良、色むら、開閉状態、施開錠、止め付け不良、使用上の安全性、サインの視認性その他について検査する。 c. 外構・植栽：風害、排水、耐荷重、敷地境界表示、植込み状況、樹木養生その他について検査する。 d. 機械駐車・外部昇降装置・ゴンドラ等：作動状況、雨水等の排水、使用時の安全性その他について検査する。</p> <p>3) 全装置について、原則として試運転調整を完了した状態で、以下の検査・試験を行う。又、検査結果について報告書を監理者に提出し、監理者の承認を受けた上で監理者の検査を受ける。 a. 外観検査（出来形検査）：目視・聴音又は手で触るなどにより、各装置が設計図書に示す構造・材料・安全・耐久・保守・衛生などに適合することを確認する。 b. 個別性能機能検査：各装置の個別の性能・機能を設計図書と照合し、その適合性を確認する。 イ、機能検査：運転、作動状態での試験に先立ち、通水・通気・通電などの試験を行う。次に各機器単体の動作試験を行い、運転状態及び各種動作が正常であることを確認する。 ロ、性能検査：各装置の機器単体の性能が、設計図書に定められた流量・圧力・温度・電圧・電流などに適合することを確認する。 ハ、水質検査：飲料水は、完成引渡までに公立の保健所又は試験所に依頼し、水質基準に適合することを確認する。 c. 総合性能機能検査：複数の工種にまたがって性能・機能を発揮する装置について、関連工事の受注者と協議して、総合的な性能機能検査を行い、その適合性を確認する。 イ、停電・復電総合検査 ロ、防災総合検査 ハ、タンク・水相関連総合検査（設備工事のみ） ニ、自動制御総合検査（設備工事のみ） ホ、中央監視室総合検査 ヘ、総合運転による騒音・振動が許容範囲内であることの確認 ト、完成時の室内環境を測定し、設計図書に定めたとおりであることを確認し、セキュリティシステムが設計図書に定めたとおりで動作することの確認 リ、その他、監理者の指示する検査 d. 完成後の性能機能検査：建物の完成時期などにより、工事完成までに確認できない機器能力及び室内環境などについては、完成引渡後1年以内の夏季及び冬季で気象条件などが設計条件に近い日を選び測定し、設計図書に定める性能・機能・室内環境との適合性を確認する。完成引渡後に確認が必要な機器能力・室内環境などの性能機能検査については、完成引継書の一部として性能機能検査の項目と方法、検査スケジュール、検査体制を記載した完成後の性能機能検査計画書を作成し提出する。実施に当たっては、事前に発注者及び監理者の承認を受ける。性能機能検査を実施後、速やかに監理者に報告し、監理者の検査を受ける。</p>
---	---

<p>■1.4.7 支給材料、貨物品</p> <p>1) 支給材料、貨物品 ・あり 2) 支給材料の引渡に際しては、その品別、数量・品質・性能を確認の上受け入れ、保管する。 3) 当該工事の施工後、支給材料の使用箇所・数量・残量を監理者に報告し、残材の処置方法について監理者の指示を受ける。</p> <p>4) 支給材料、貨物品の品質に疑義がある場合は、速やかに監理者に報告し、処置について監理者の指示を受ける。</p>	<p>■1.6.2 完成、検査</p> <p>1) 完成（竣工）検査 a. 受注者は、工事の完成に先立って、工事担当者及び会社としての自主検査を行い、その結果を「完成自主検査報告書」として作成し、監理者に提出し確認を受ける。 b. 監理者完成検査は、現場監理担当者検査を実施後、且つ法的検査を受けた後、山下設計本社及び支社監理部門から派遣する検査担当者より行う。検査の結果については、「監理者検査調書」として取り纏め、発注者に報告する。</p>
--	--

<p>■1.4.8 検査に伴う不適当の是正措置</p> <p>1) 検査・試験などにより不合格となった機器・材料などについては、その処理手順を定め管理する。</p> <p>2) 不適合製品について、再発を防止する為、不適合の原因を除去する是正措置を講ずる。製品に重大な影響を及ぼす恐れのあるもの等の是正措置の方法については、予め監理者に報告する。</p>	<p>■1.6.3 その他の検査</p> <p>1) 中間検査 中間検査を実施する。 a. 第1回中間検査（根切工事完了時、又は中梁施工時頃） 工事施工者が設計意図を理解し、工事が順調に施工されている事の確認。 b. 第2回中間検査（躯体完了後、且つ受電前） 躯体工事の出来具合の確認、品質管理体制の確認及び建物引渡までのスケジュールの確認。</p>
---	---

<p>■1.4.9 海外調達品の取扱い</p> <p>1) 海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、予めそれらが日本国の関係法令に適合し、設計図書に定められた品質・性能を保持していることを証明する資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。</p> <p>2) それら海外調達品の完成後の不具合は瑕疵として扱い、受注者の責任において対応する。この場合の瑕疵期間は10年とする。</p> <p>3) 設計図書に指定された海外調達品が指定の品質・性能に適合しないと認められる場合、又は前号の瑕疵保証に耐えるものではないと認められる場合は、代替品などの処置に付き監理者の指示に従う。</p>	<p>■1.6.4 部分使用</p> <p>1) 工事期間中に発注者による工事的物の部分使用がある場合は、当該部分について、共生【1.5.5】に定める監理者による施工の検査及び共生節の完成、検査に準じた諸検査を受ける。部分使用に関して必要な官公署その他への手続については、発注者に協力する。</p>
---	---

<p>■1.4.10 特別な材料の工法</p> <p>横仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p>	<p>■1.7.2 完成図（竣工図）等</p> <p>1) 受注者は、工事完成時に1.7.1提出図書リストに示す完成図（竣工図）を下記の手順にて作成し、工事的物の引渡し後1ヶ月以内を目途とし、工事請負契約書又は監理者の指定する期日までに承認を受け提出する。 手順 a. 受注者は、請負契約としての設計原図のCADデータをもとに完成図CADデータを作成し、監理者の確認を受け確定させる。図面内容は引渡しを前提とした法定検査及び監理者による完成検査が完了した時点のものとする。 b. 受注者は、確定した完成図CADデータをトレーシングペーパーにプリントアウトしたものに、完成図（竣工図）である旨の識別表示（完成図印等）を全面に施し、監理者の承認を受け、完成図（竣工図）の原因として確定させる。 c. 受注者は、確定した完成図（竣工図）の原因をもとに完成図画像データ（TIFF形式400dpi）及びマイクロフィルムを作成する。（推奨形式：ISO11506準拠のCOLD(Computer Output Laser Disc)&amp;COM(Computer Output Microform)による記録保存形式） d. 複写図（原図同縮尺二つ折り製本）及び複写図（原図同縮尺A4版折畳み製本：黒表紙金文字）は、原図又は完成図画像データを白抜きして作成する。 e. 複写図（A3版縮小二つ折り製本）は、完成図画像データを白抜きして作成する。 f. 提出の形式は、原図は三つ折り図面ケース入り背表紙に工事名・プロジェクトNo.等識別表示入り、複写図は、表紙（背表紙含む）に工事名・プロジェクトNo.及び完成図（竣工図）である旨を識別表記する。完成図画像データ及び完成図CADデータは、監理者が指示するファイル形式で可能な限り同一のCD-R又はDVD-Rに焼付け、識別ラベルを貼り収納ケースに入れたものを提出する。また、マイクロフィルムについては、保存箱に識別ラベルを貼り提出する。 g. 識別ラベルの詳細は、監理者の指示による。</p>
--	--

<p>■1.5.2 技能士</p> <p>1) 技能士の適用は次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>技能検定の職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>○鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>○型枠工事作業○コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>検査工事</td> <td>○構造物点検作業 ○とび作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロックALパネル工事・押出成形セメント板工事</td> <td>○エーエルシールパネル工事作業 ○押出成形セメント板工事作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>○アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FR防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>○石張り作業</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>○タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td> <td>○内外装板金作業 ・スレート工事作業</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>○鋼製下地工事作業 ○内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>○左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>○ビル用サッシ施工作業○ガラス工事作業○自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>○金属製カーテンウォール工事作業○ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス工事</td> <td>○ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>○プラスチック系床仕上げ工事作業○カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>○ボード仕上げ工事作業 ○設置作業</td> </tr> <tr> <td>設備工事</td> <td>○造園工事作業 ・各設備工事特記仕様書による</td> </tr> </tbody> </table>	工事種別	技能検定の職種	仮設工事	○とび作業	鉄筋工事	○鉄筋組立作業	コンクリート工事	○型枠工事作業○コンクリート圧送工事作業	検査工事	○構造物点検作業 ○とび作業	コンクリートブロックALパネル工事・押出成形セメント板工事	○エーエルシールパネル工事作業 ○押出成形セメント板工事作業	防水工事	○アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FR防水工事作業	石工事	○石張り作業	タイル工事	○タイル張り作業	木工事	○大工工事作業	屋根及びとい工事	○内外装板金作業 ・スレート工事作業	金属工事	○鋼製下地工事作業 ○内外装板金作業	左官工事	○左官作業	建具工事	○ビル用サッシ施工作業○ガラス工事作業○自動ドア施工作業	カーテンウォール工事	○金属製カーテンウォール工事作業○ビル用サッシ施工作業	ガラス工事	○ガラス工事作業	塗装工事	○建築塗装作業	内装工事	○プラスチック系床仕上げ工事作業○カーペット系床仕上げ工事作業	植栽工事	○ボード仕上げ工事作業 ○設置作業	設備工事	○造園工事作業 ・各設備工事特記仕様書による	<p>■1.7.3 保全に関する資料</p> <p>1) 監理業務方針書に特記なき限り、1.7.1提出図書リストに示す保全に関する資料を提出する。提出の形式はA4版ファイル縦じて目次添付とし、表紙（背表紙含む）には工事名及び保全に関する資料である旨を識別表記する。また、各資料のPDFデータをまとめてCD-Rに焼付け識別ラベルを貼り、表紙裏面のポケット収納部に納める。識別ラベルの詳細は、監理者の指示による。</p>
工事種別	技能検定の職種																																								
仮設工事	○とび作業																																								
鉄筋工事	○鉄筋組立作業																																								
コンクリート工事	○型枠工事作業○コンクリート圧送工事作業																																								
検査工事	○構造物点検作業 ○とび作業																																								
コンクリートブロックALパネル工事・押出成形セメント板工事	○エーエルシールパネル工事作業 ○押出成形セメント板工事作業																																								
防水工事	○アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FR防水工事作業																																								
石工事	○石張り作業																																								
タイル工事	○タイル張り作業																																								
木工事	○大工工事作業																																								
屋根及びとい工事	○内外装板金作業 ・スレート工事作業																																								
金属工事	○鋼製下地工事作業 ○内外装板金作業																																								
左官工事	○左官作業																																								
建具工事	○ビル用サッシ施工作業○ガラス工事作業○自動ドア施工作業																																								
カーテンウォール工事	○金属製カーテンウォール工事作業○ビル用サッシ施工作業																																								
ガラス工事	○ガラス工事作業																																								
塗装工事	○建築塗装作業																																								
内装工事	○プラスチック系床仕上げ工事作業○カーペット系床仕上げ工事作業																																								
植栽工事	○ボード仕上げ工事作業 ○設置作業																																								
設備工事	○造園工事作業 ・各設備工事特記仕様書による																																								

<p>4 節 機器及び材料</p>	<p>7 節 完成図（竣工図）等</p>
-------------------	----------------------

山下設計・堤正則建築設計事務所設計共同体

資格/番号	氏名	捺印	製 図	検 図	納品検査	訂 正	特 記
代表 設計者	一級建築士 第19903号	成島 亮					
担当 設計者	一級建築士 第23835号	重名 俊二	一級建築士 第22978号	江島 秀典			

名古屋市新庁舎建設工事

図面内容	特記仕様書 2	図面番号	1003
縮尺	N.S.	区分	建築意匠図





4 節 陶磁器質タイル型枠先付け
5 節 プレキャストコンクリートのタイル打込み工法
1) プレキャストコンクリートへのタイル打込み工法
2) 打込み工法については、JASS19「陶磁器タイル張り工事第2節プレキャストコンクリート工法」による。

6 節 タイル剥落防止工法
1) タイル剥落防止工法の種類及び適用範囲は下記による。
工法は各製造者の責任施工とし、採択にあたって製造者は安全性について受注者と連名で10年間の保証書を提出する。

12章 木工事

1 節 一般事項
1) 工事中に損傷を受けた造作材は、速やかに次の手直しを行う。
2) 配管その他で欠損された部材は、添え板などで補強する。

2 節 材料
1) 木材の種類は下記による。
2) 木材の品質
3) 樹種

12.2.2 集成材等
品名 規格・品質 芯材の種類 間伐材等の用途 化粧板の仕様・厚さ

3 節 防蟻・防蟻・防虫処理
1) 防蟻・防蟻処理を行う箇所
2) 防虫処理を行う箇所

6 節 床板張り
1) フローリング及び縁甲板張り床の種類

13章 屋根及びとい工事
1 節 一般事項
1) 屋根工事は専門事業者による責任施工とし、工事完成引渡時には受注者と連名で保証書を発注者及び監理者に提出する。

13.1.2 基本要項品質
1) 屋根工事は専門事業者による責任施工とし、工事完成引渡時には受注者と連名で保証書を発注者及び監理者に提出する。

13.1.3 雨水排水計画書の作成
1) 受注者は、着工後速やかに敷地全般を含めた雨水排水計画書を作成し、監理者に提出し承認を受ける。

2 節 長尺金属板葺
1) 長尺金属板屋根の形式及び材料の種類は下記による。

3 節 折板葺
1) 折板屋根の形式、形状、材料の規格及び断熱・耐火性能は下記による。

5 節 とい
1) とい、ルーフトレイン等の材種は下記による。

6 節 ステンレス防水・チタン防水

1) ステンレス防水・チタン防水の材料 ※下記による・設計図による

14章 金属工事

1 節 一般事項
1) 本章は、本章以外の屋根及びとい工事、建具工事、カーテンウォール工事、サイン工事等金属を使用した工事全般に適用する。

2 節 表面処理
1) ステンレスの表面仕上は下記による。

1) アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種類・種類は次による。

2) 臨海工業地帯及び沿岸地域など塩害の影響を受け、且つ、工場や交通機関等による汚染物質の影響を受ける地域の表面処理仕様は、陽極酸化皮膜の場合AA20以上、陽極酸化塗装被覆皮膜の場合A2種、着色塗装の場合1種

1) 鉄鋼の垂れめっきの種類は下記による。

2) 外気に接するボルト・ナット類は、溶融亜鉛めっき又はステンレス製とする。

14.2.4 接触腐食防止処理

アルミニウムがコンクリート・モルタル・吹付けロックウールなどのアルカリ性材料に接触する場合、及び異種金属同志の接触腐食防止処理は下記による。

4 節 軽量鉄骨天井下地

1) 国土交通省告示第771号に規定する特定天井及び特定天井以外の天井で耐震化を計る天井(以下、耐震天井という)の範囲は次による。

1) 特定天井及び耐震天井に使用する材料は次による。

1) 下がり壁・折上げ天井など、天井に段差がある場合は、(※段差部に10mm以上のスリットを設け、縁を切る。設計図による) こととする。

1) 下がり壁・折上げ天井など、天井に段差がある場合は、(※段差部に10mm以上のスリットを設け、縁を切る。設計図による) こととする。

1) 種類と材料種別、表面処理

1) 種類と材料種別、表面処理

15章 左官工事

1) 吸水調整材

山下設計・堤正則建築設計事務所設計共同体

資務/番号 姓名 捺印 製図 検図 納品検査 訂正 特記

特記仕様書 4 1005

特定天井の場合、ブレース形状はV字型とする。耐震天井の場合、逆ハ字型のブレースも可とする。ブレース下端近傍の角部は□=19×19×1.2mmで補強する。

1) システム天井の耐震基準はロックウール工業会制定の「システム天井耐震基準」(2019年改訂版)による他、下記による。

1) スタッドの高さが5mを超える場合は、以下による補強を行う。但し、壁自重は40kg/m以下とする。

スタッドの高さ(h) スタッドの間隔(注1) 補強材(注2) 補強材の間隔 横架材(中間)

1) 軽量鉄骨壁下地の取付けは、地震や強風等による側面変形時の破損や異音発生を防止する対策を施す。

1) 材料

7 節 アルミニウム製窓木

種類 板厚(mm) 表面処理 固定間隔 備考

1) 種類と材料種別、表面処理

1) 強度の強度基準は日本金属工業協会合同が策定した「手摺の安全性に関する自主基準」(2008年版)によることとし、その強度グレードは下記による。

15章 左官工事

1) 吸水調整材





19章 内装工事
1節 一般事項
1) 内装工に用いる接着剤のホルムアルデヒドの放散量
2) 接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。
2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル
1) ビニル床シート及びビニル床タイルの特殊機能は下記による。
2) ビニル床シートの種類、記号、色柄、厚さ等は下記による。
3) ビニル床タイルの種類、厚さ等は下記による。
4) ゴム床タイルの種類、厚さ等は下記による。
5) 視覚障害者用床タイルの種類、形状は下記による。
6) ビニル幅木の高さは下記による。
7) 床材施工時には、次の注意事項について遵守する。

3節 カーペット敷き
1) 織じゅうたんの種類、パイル形状及び色柄等は下記による。
2) タフテッドカーペットのバイル形状、パイル長及び工法は下記による。
3) タイルカーペットの種類、寸法及び工法は下記による。
4節 合成樹脂塗床
1) 合成樹脂塗床の種類及び仕上げの種類は下記による。
2) ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量
5節 フローリング張り
1) フローリングの種類、樹種、工法及び仕上げ塗装等は下記による。
2) ホルムアルデヒドの放散量
3) ポリスチレンフォーム床下地材を使用する場合の厚さ
4) ウックス塗り
5) 下張り用床板
6) 床下地
7) フローリング湿式直張りの場合、施工前にコンクリート床の乾燥状態

6節 畳敷き
1) 畳の種類及び下地の種類は下記による。
2) 畳表及び畳床は VOC 含有量が少ないものとする。
3) ポリスチレンフォーム床下地材を使用する場合の厚さ

7節 せっこうボード、その他ボード及び合板張り
1) せっこうボード、その他のボード類の種類及び厚さ等は下記による。
2) 合板類、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
3) 軽金属下地ボード遮音壁の遮音シール材
8節 壁紙張り
1) 壁紙の種類及び防火性能は下記による。
2) アルデヒドの放散量
9節 断熱・防露
1) エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準
2) 断熱材の種類、種別及び厚さは下記による。
3) 断熱材現場発泡工法
4) RC造の建物で断熱材を使用した場合、断熱材がRC躯体で切れる部分
5) 外気に接する軒天、外装材裏面及び屋上空木などは、室内側より湿気が入り、結露発生の恐れがある部位については、シーリング・防湿材張りなどの防湿対策を行なう。
6) 階段室、倉庫などで、室内の湿気が流入する可能性がある非空調部分では、断熱補強・防湿処理等十分な結露防止対策を行う。
7) ガラスウール等透湿性の高い断熱材を使用する場合は、室内の湿気が入らないよう、シーリング・防湿材張りなどの防湿工を行なう。
8) 断熱材を貫通する金物類の室内側には、現場発泡ウレタンフォーム等により、長さ1m程度の断熱補強を行う。
9) サッシ枠廻りは、モルタル充填を完全に行つたうえで、断熱材を枠又は顔縁まで施工し、断熱材の欠損をなくす。

資務/番号 記名 捺印 製 国 検 国 納品検査 訂正 特記
代表 設計者 一級建築士 第19903号 嵯島 亮
担当 設計者 一級建築士 第238305号 重名 俊二
一級建築士 第32978号 江島 秀典

10節 遮音・防振
1) 外部からの遮音性能
2) 室内間仕切の遮音性能
3) 外部に設置する設備機器の騒音値は、隣地境界線上で中音規制法に定める規制値以下とする。
19.10.2 防振対策
1) 床の防振対策
2) 外部及び厨房等、水を使用する室に用いる浮床材は、全て耐水型とする。

20章 ユニット及びその他の工事
2節 ユニット工事等
1) フリーアクセスフロアの構造、高さ、耐震強度及び表面仕上げ材等については、下記による。
2) 表面仕上げ材の品質
3) スロップ及びボーダー
4) コンセント等の取付け対応
5) 配線用取り出しパネル
6) 空調用取り出しパネル
20.2.3 可動間仕切
1) 可動間仕切の構造形式による種類、構成材の種類及び遮音性は下記による。
20.2.4 移動間仕切
1) 移動間仕切の操作方法による種類、パネル表面材の材質及び仕上げ、遮音性は下記による。
20.2.5 トイレブース
1) 表面仕上げ材
2) ブースの足形状
3) ホルムアルデヒドの放散量
20.2.6 階段滑り止め
1) 材種
2) フラットエンド
3) 幅
4) 取付け工法
20.2.7 床目地挿
1) 材種
2) 床目地挿
20.2.8 黒板及びホワイトボード
1) 黒板及びホワイトボードの種類、寸法、色等は下記による。
20.2.9 鏡
1) 種類、形状
2) 寸法
20.2.10 表示
1) 衝突防止表示
2) 室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等は設計図による。
20.2.11 煙突ライニング
1) 工法及び最高使用温度等は下記による。
20.2.12 プライント
1) プライントの形式、材質、寸法及び操作方法は下記による。

19.9.5 浴室天井材
1) 浴室天井材の材質、仕上げ、性能等は下記による。
10節 遮音・防振
1) 外部からの遮音性能
2) 室内間仕切の遮音性能
3) 外部に設置する設備機器の騒音値は、隣地境界線上で中音規制法に定める規制値以下とする。
19.10.2 防振対策
1) 床の防振対策
2) 外部及び厨房等、水を使用する室に用いる浮床材は、全て耐水型とする。

20.2.13 ロールスクリーン
1) ロールスクリーンの形式、材質、寸法及び操作方法は下記による。
20.2.14 カーテン及びカーテンレール
1) カーテンの形式及び開閉操作方式は下記による。
2) カーテンレールの材質、形式は下記による。
20.2.15 ブランドボックス及びカーテンボックスの材質、仕様は下記による。
20.2.16 階段手すり
1) 階段手すりの仕様は下記による。
20.2.17 構造スリット
1) 適用範囲
2) 構造スリットの種類、厚さ等は下記による。
3) 耐火性能
4) 耐風圧性能
5) 水密性能
6) 遮音性能
7) 外部シーリング目地幅
8) シーリング材の耐久性区分
9) 上記のほか、日本建築構造技術者協会(JSCA)編「鉄筋コンクリート造建築物における構造スリット設計指針」を準用する。
10) 構造スリットの各部納まり及び打設時の注意事項は下記による。

20.2.18 止水板
1) 止水板の仕様は下記による。
20.2.19 天井点検口
1) 天井点検口の仕様は下記による。
2) 点検口裏面に所定の用紙にて使用用途を明記する。
20.2.20 床点検口
1) 床点検口の仕様は下記による。
20.2.21 鋼製書架及び物品架
1) 鋼製書架の仕様は下記による。
20.2.22 かざ箱
1) かざ箱の仕様は下記による。
20.2.23 くつふきマット
1) くつふきマットの仕様は下記による。

資務/番号 記名 捺印 製 国 検 国 納品検査 訂正 特記
代表 設計者 一級建築士 第19903号 嵯島 亮
担当 設計者 一級建築士 第238305号 重名 俊二
一級建築士 第32978号 江島 秀典

19.9.5 浴室天井材
1) 浴室天井材の材質、仕上げ、性能等は下記による。
10節 遮音・防振
1) 外部からの遮音性能
2) 室内間仕切の遮音性能
3) 外部に設置する設備機器の騒音値は、隣地境界線上で中音規制法に定める規制値以下とする。
19.10.2 防振対策
1) 床の防振対策
2) 外部及び厨房等、水を使用する室に用いる浮床材は、全て耐水型とする。

20章 ユニット及びその他の工事
2節 ユニット工事等
1) フリーアクセスフロアの構造、高さ、耐震強度及び表面仕上げ材等については、下記による。
2) 表面仕上げ材の品質
3) スロップ及びボーダー
4) コンセント等の取付け対応
5) 配線用取り出しパネル
6) 空調用取り出しパネル
20.2.3 可動間仕切
1) 可動間仕切の構造形式による種類、構成材の種類及び遮音性は下記による。
20.2.4 移動間仕切
1) 移動間仕切の操作方法による種類、パネル表面材の材質及び仕上げ、遮音性は下記による。
20.2.5 トイレブース
1) 表面仕上げ材
2) ブースの足形状
3) ホルムアルデヒドの放散量
20.2.6 階段滑り止め
1) 材種
2) フラットエンド
3) 幅
4) 取付け工法
20.2.7 床目地挿
1) 材種
2) 床目地挿
20.2.8 黒板及びホワイトボード
1) 黒板及びホワイトボードの種類、寸法、色等は下記による。
20.2.9 鏡
1) 種類、形状
2) 寸法
20.2.10 表示
1) 衝突防止表示
2) 室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等は設計図による。
20.2.11 煙突ライニング
1) 工法及び最高使用温度等は下記による。
20.2.12 プライント
1) プライントの形式、材質、寸法及び操作方法は下記による。

20.2.13 ロールスクリーン
1) ロールスクリーンの形式、材質、寸法及び操作方法は下記による。
20.2.14 カーテン及びカーテンレール
1) カーテンの形式及び開閉操作方式は下記による。
2) カーテンレールの材質、形式は下記による。
20.2.15 ブランドボックス及びカーテンボックスの材質、仕様は下記による。
20.2.16 階段手すり
1) 階段手すりの仕様は下記による。
20.2.17 構造スリット
1) 適用範囲
2) 構造スリットの種類、厚さ等は下記による。
3) 耐火性能
4) 耐風圧性能
5) 水密性能
6) 遮音性能
7) 外部シーリング目地幅
8) シーリング材の耐久性区分
9) 上記のほか、日本建築構造技術者協会(JSCA)編「鉄筋コンクリート造建築物における構造スリット設計指針」を準用する。
10) 構造スリットの各部納まり及び打設時の注意事項は下記による。

20.2.18 止水板
1) 止水板の仕様は下記による。
20.2.19 天井点検口
1) 天井点検口の仕様は下記による。
2) 点検口裏面に所定の用紙にて使用用途を明記する。
20.2.20 床点検口
1) 床点検口の仕様は下記による。
20.2.21 鋼製書架及び物品架
1) 鋼製書架の仕様は下記による。
20.2.22 かざ箱
1) かざ箱の仕様は下記による。
20.2.23 くつふきマット
1) くつふきマットの仕様は下記による。

資務/番号 記名 捺印 製 国 検 国 納品検査 訂正 特記
代表 設計者 一級建築士 第19903号 嵯島 亮
担当 設計者 一級建築士 第238305号 重名 俊二
一級建築士 第32978号 江島 秀典

19.9.5 浴室天井材
1) 浴室天井材の材質、仕上げ、性能等は下記による。
10節 遮音・防振
1) 外部からの遮音性能
2) 室内間仕切の遮音性能
3) 外部に設置する設備機器の騒音値は、隣地境界線上で中音規制法に定める規制値以下とする。
19.10.2 防振対策
1) 床の防振対策
2) 外部及び厨房等、水を使用する室に用いる浮床材は、全て耐水型とする。

20章 ユニット及びその他の工事
2節 ユニット工事等
1) フリーアクセスフロアの構造、高さ、耐震強度及び表面仕上げ材等については、下記による。
2) 表面仕上げ材の品質
3) スロップ及びボーダー
4) コンセント等の取付け対応
5) 配線用取り出しパネル
6) 空調用取り出しパネル
20.2.3 可動間仕切
1) 可動間仕切の構造形式による種類、構成材の種類及び遮音性は下記による。
20.2.4 移動間仕切
1) 移動間仕切の操作方法による種類、パネル表面材の材質及び仕上げ、遮音性は下記による。
20.2.5 トイレブース
1) 表面仕上げ材
2) ブースの足形状
3) ホルムアルデヒドの放散量
20.2.6 階段滑り止め
1) 材種
2) フラットエンド
3) 幅
4) 取付け工法
20.2.7 床目地挿
1) 材種
2) 床目地挿
20.2.8 黒板及びホワイトボード
1) 黒板及びホワイトボードの種類、寸法、色等は下記による。
20.2.9 鏡
1) 種類、形状
2) 寸法
20.2.10 表示
1) 衝突防止表示
2) 室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等は設計図による。
20.2.11 煙突ライニング
1) 工法及び最高使用温度等は下記による。
20.2.12 プライント
1) プライントの形式、材質、寸法及び操作方法は下記による。

20.2.13 ロールスクリーン
1) ロールスクリーンの形式、材質、寸法及び操作方法は下記による。
20.2.14 カーテン及びカーテンレール
1) カーテンの形式及び開閉操作方式は下記による。
2) カーテンレールの材質、形式は下記による。
20.2.15 ブランドボックス及びカーテンボックスの材質、仕様は下記による。
20.2.16 階段手すり
1) 階段手すりの仕様は下記による。
20.2.17 構造スリット
1) 適用範囲
2) 構造スリットの種類、厚さ等は下記による。
3) 耐火性能
4) 耐風圧性能
5) 水密性能
6) 遮音性能
7) 外部シーリング目地幅
8) シーリング材の耐久性区分
9) 上記のほか、日本建築構造技術者協会(JSCA)編「鉄筋コンクリート造建築物における構造スリット設計指針」を準用する。
10) 構造スリットの各部納まり及び打設時の注意事項は下記による。

20.2.18 止水板
1) 止水板の仕様は下記による。
20.2.19 天井点検口
1) 天井点検口の仕様は下記による。
2) 点検口裏面に所定の用紙にて使用用途を明記する。
20.2.20 床点検口
1) 床点検口の仕様は下記による。
20.2.21 鋼製書架及び物品架
1) 鋼製書架の仕様は下記による。
20.2.22 かざ箱
1) かざ箱の仕様は下記による。
20.2.23 くつふきマット
1) くつふきマットの仕様は下記による。

資務/番号 記名 捺印 製 国 検 国 納品検査 訂正 特記
代表 設計者 一級建築士 第19903号 嵯島 亮
担当 設計者 一級建築士 第238305号 重名 俊二
一級建築士 第32978号 江島 秀典

Table with specifications for various construction items including floor slabs, walls, and furniture. It includes detailed material and dimension requirements.

Table containing specifications for drainage systems (21章) and exterior rainwater drainage (22章). It details pipe materials, installation methods, and performance standards.

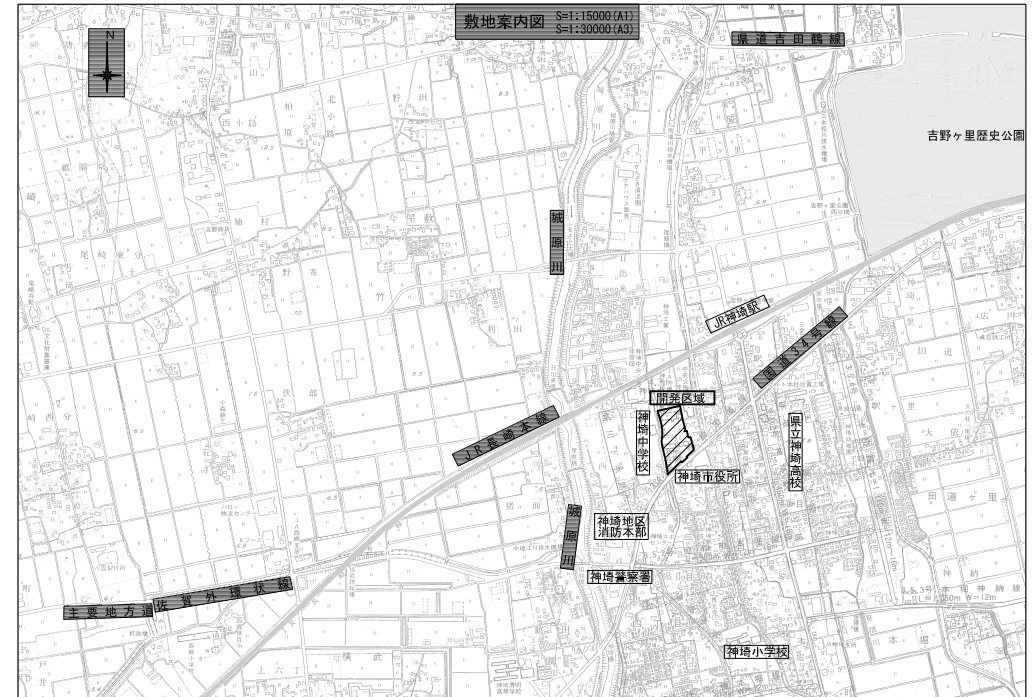
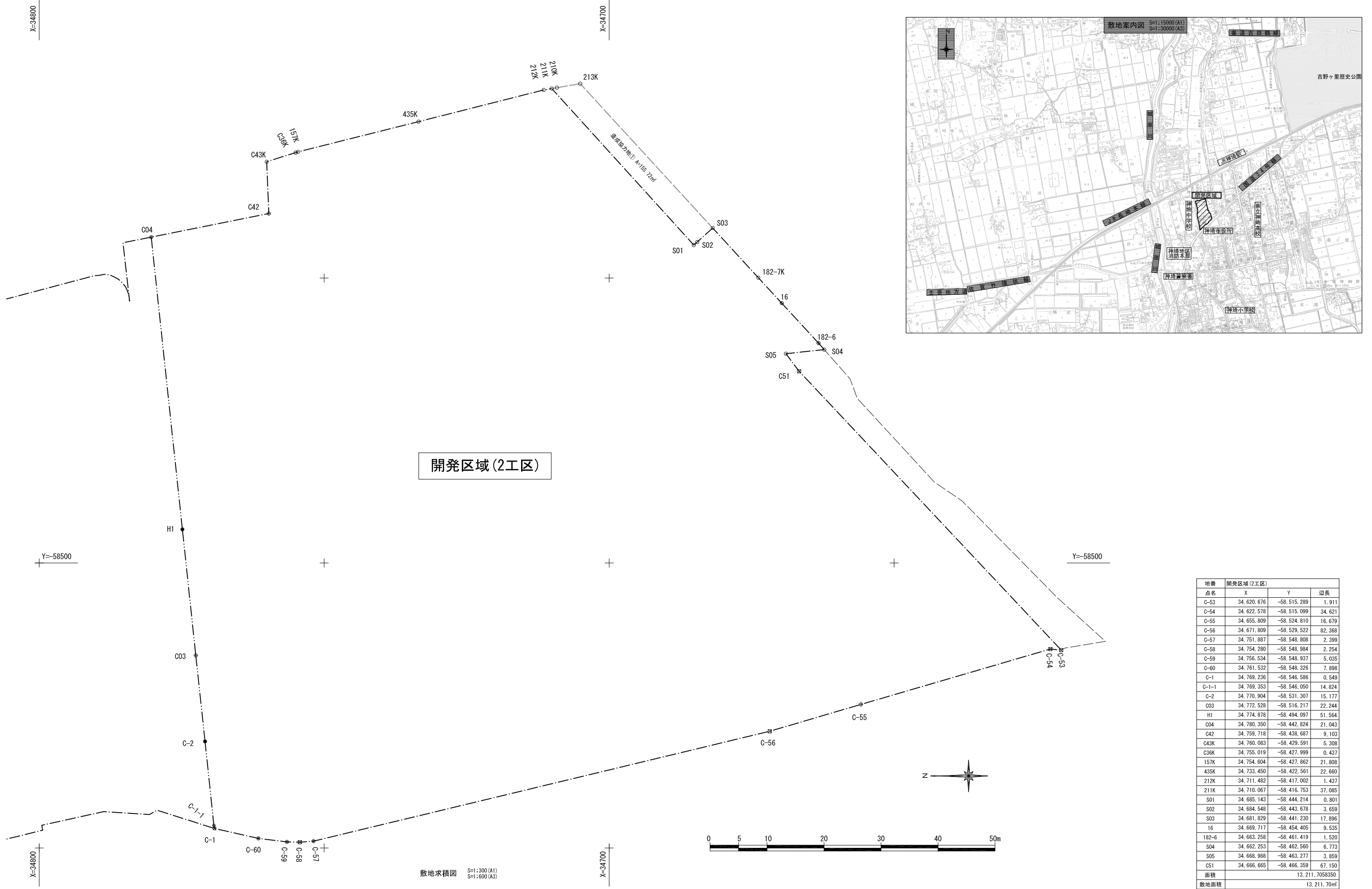
Table detailing specifications for concrete paving (23章) and asphalt paving (24章). It covers material types, layer thicknesses, and testing procedures.

Table detailing specifications for interlocking blocks (25章) and landscaping (26章). It includes material quality requirements and installation guidelines.

Project information table including the name '山下設計・堤正則建築設計事務所設計共同体', client '株式会社 成島 亮', and project location '神崎市新庁舎建設工事'.



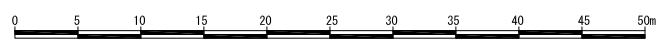
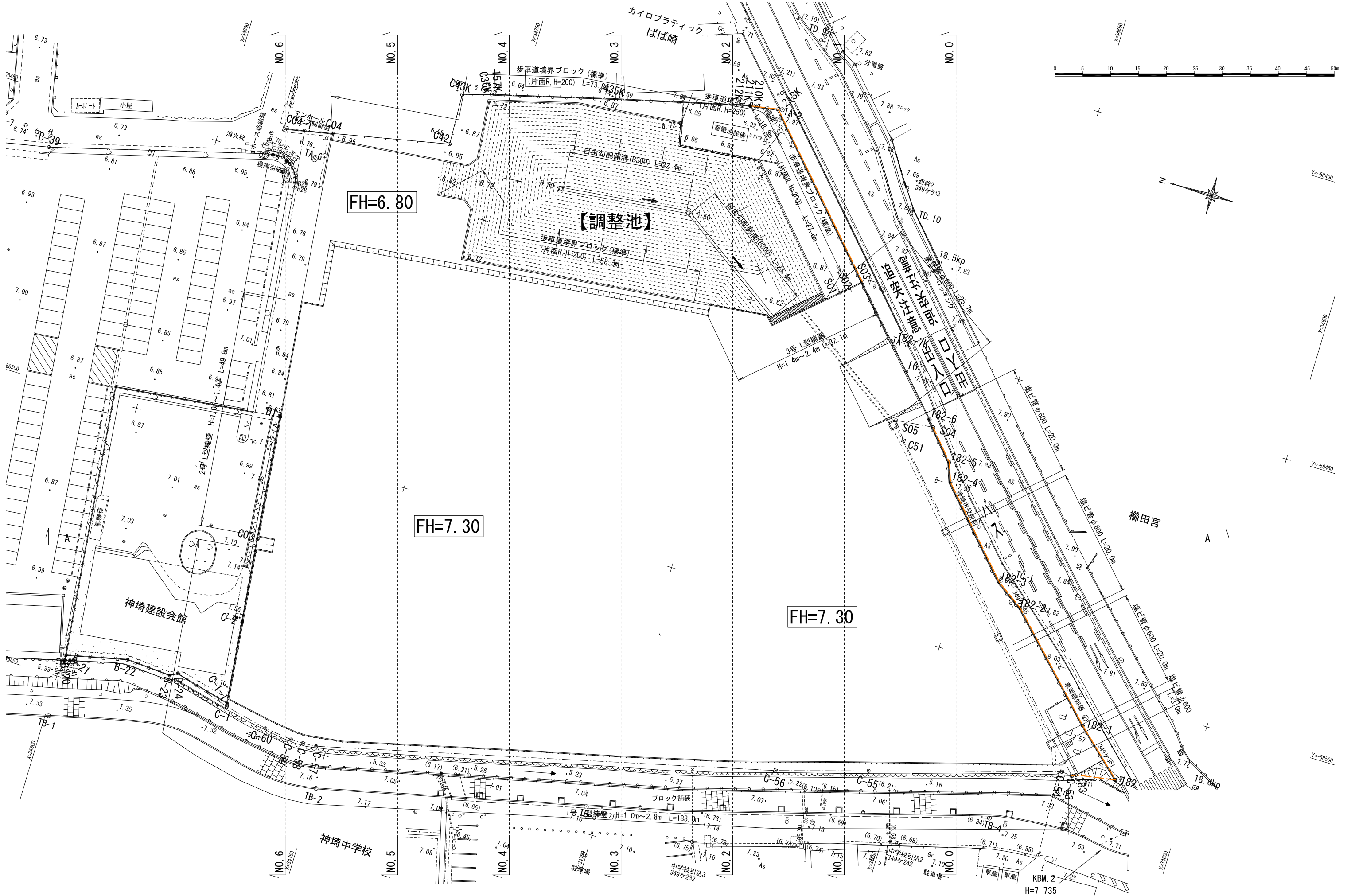




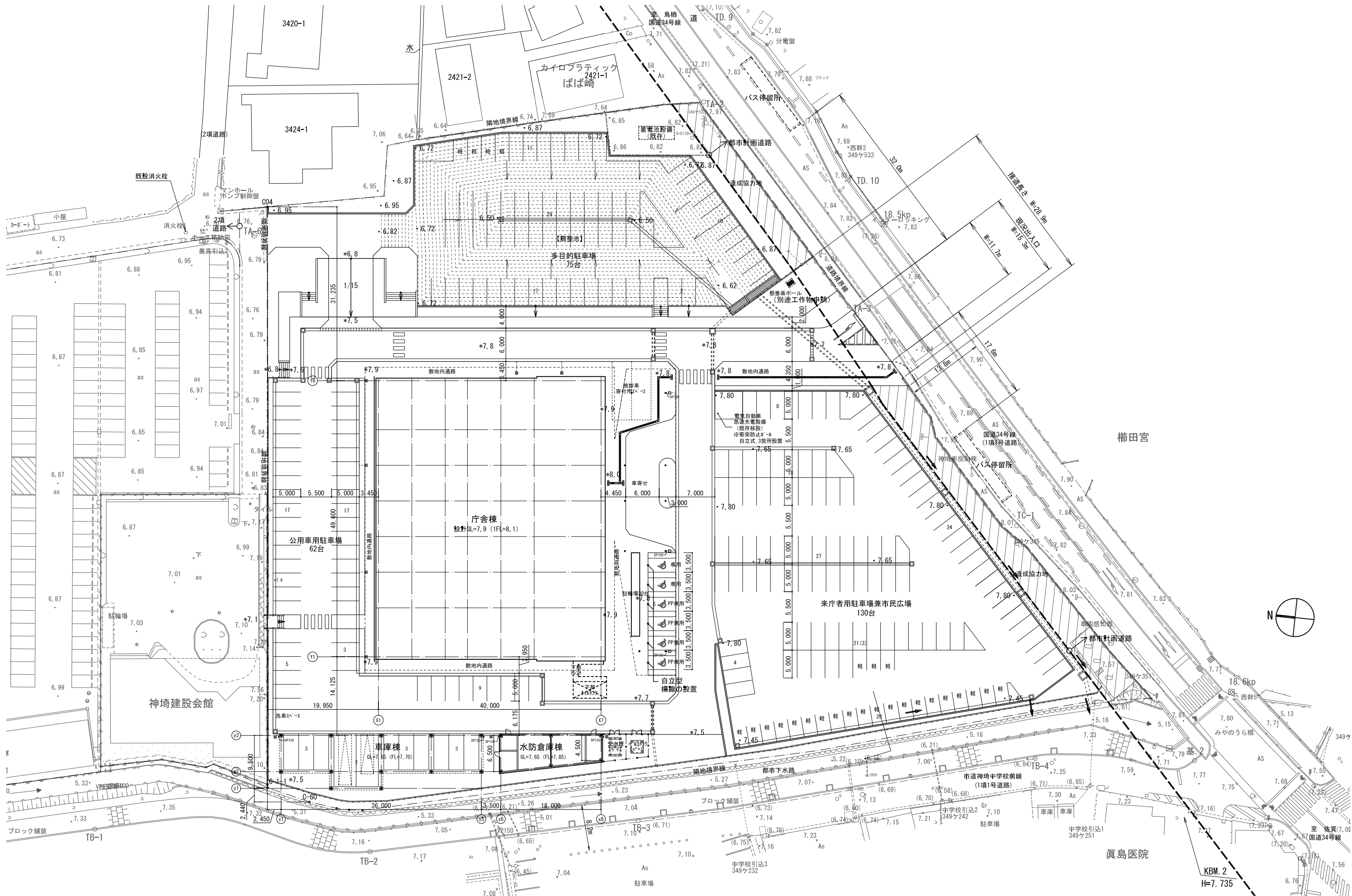
地番	開発区域(2工区)		
点名	X	Y	辺長
C-53	34,620,676	-58,515,289	1,911
C-54	34,622,578	-58,515,099	34,621
C-55	34,655,809	-58,524,810	16,679
C-56	34,671,809	-58,529,522	82,368
C-57	34,751,887	-58,548,808	2,399
C-58	34,754,280	-58,548,984	2,254
C-59	34,756,534	-58,548,937	5,035
C-60	34,761,532	-58,548,326	7,898
C-1	34,769,236	-58,546,586	0,549
C-1-1	34,769,353	-58,546,050	14,824
C-2	34,770,904	-58,531,307	15,177
C03	34,772,528	-58,516,217	22,244
H1	34,774,878	-58,494,097	51,564
C04	34,780,350	-58,442,824	21,043
C42	34,759,718	-58,438,687	9,103
C43K	34,760,083	-58,429,591	5,308
C39K	34,755,019	-58,427,999	0,437
157K	34,754,604	-58,427,862	21,808
435K	34,733,450	-58,422,561	22,660
212K	34,711,482	-58,417,002	1,437
211K	34,710,067	-58,416,753	37,085
S01	34,685,143	-58,444,214	0,801
S02	34,684,548	-58,443,678	3,659
S03	34,681,829	-58,441,230	17,896
16	34,669,717	-58,454,405	9,535
182-6	34,663,258	-58,461,419	1,520
S04	34,662,253	-58,462,560	6,773
S05	34,668,998	-58,463,277	3,859
C51	34,666,665	-58,466,359	67,150
面積	13,211,7058350		
敷地面積	13,211,70m <sup>2</sup>		

敷地求積図 S=1:300 (A1) S=1:600 (A3)

山下設計・堤正則建築設計事務所設計共同体	資格/番号	姓名	捺印	製図	検図	納品検査	訂正	特記	神埼市新庁舎建設工事	図面内容	敷地案内図・敷地求積図	図面番号	1010
	代表設計者	一級建築士 第199063号	茂島 亮							縮尺	A1:1/300 A3:1/600	区分	建築意匠図
担当設計者	一級建築士 第238305号	重名 俊二		一級建築士 第329778号	江島 秀典								



山下設計・堤正則建築設計事務所設計共同体 代表 設計者 一級建築士 第199083号 茂島 亮 担当 設計者 一級建築士 第238305号 重名 俊二	資格/番号 姓名 捺印 製図 検図 納品検査	訂正 特記	図面内容 敷地現況図 縮尺 A1:1/300 A3:1/600	図面番号 1011 区分 建築意匠図
	一級建築士 第329778号 江島 秀典	神埼市新庁舎建設工事	敷地現況図	1011



山下設計・堤正則建築設計事務所設計共同体

資格/番号	氏名	接印	製図	検図	納品検査
代表 設計者	一級建築士 第19903号	嵯島 亮			
担当 設計者	一級建築士 第238305号	重名 俊二	一級建築士 第229778号	江島 秀典	

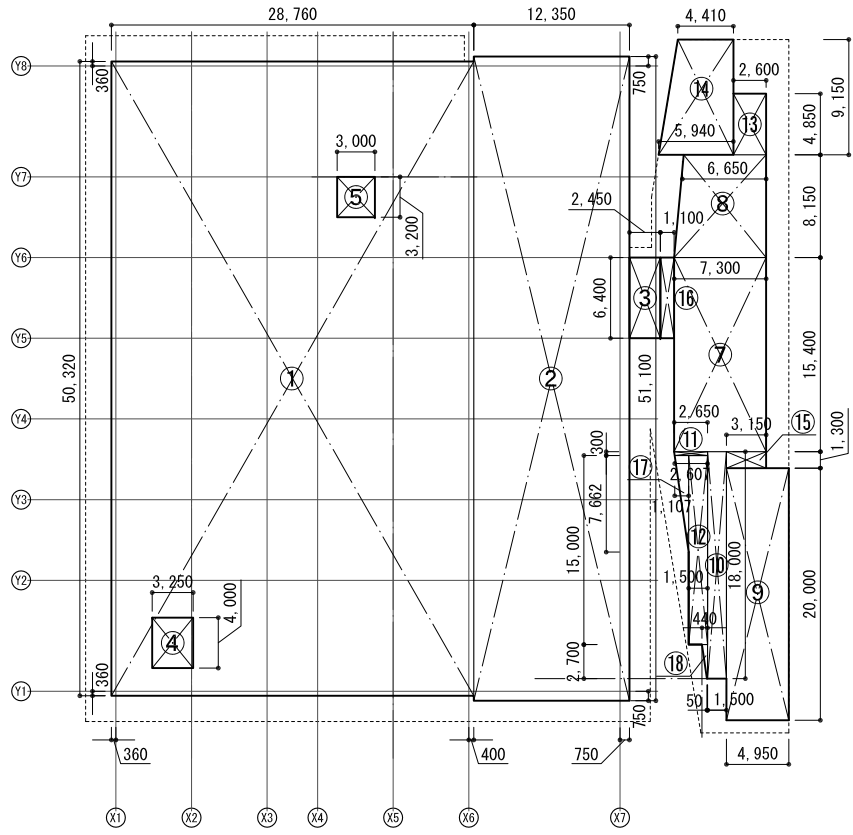
訂正

特記  
 ※移動円滑化経路及び視覚障がい者等円滑化経路  
 については、経路上に段差無し  
 ※外周擁壁は開発工事による  
 ※外柵 (メッシュス h1100) は建築工事

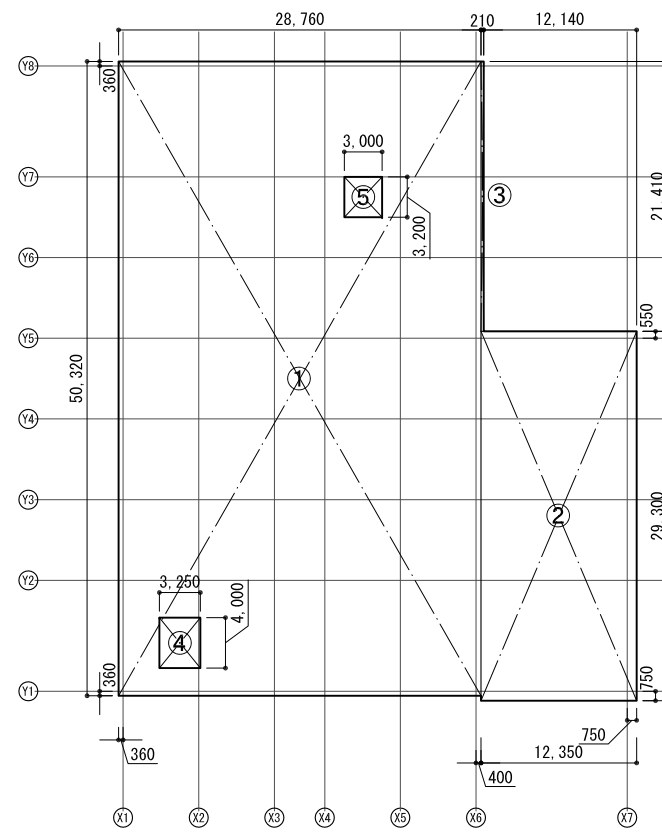
神埼市新倉庫建設工事

図面内容	配置図	図面番号
縮尺	A1:1/300 A3:1/600	区分 建築意匠図

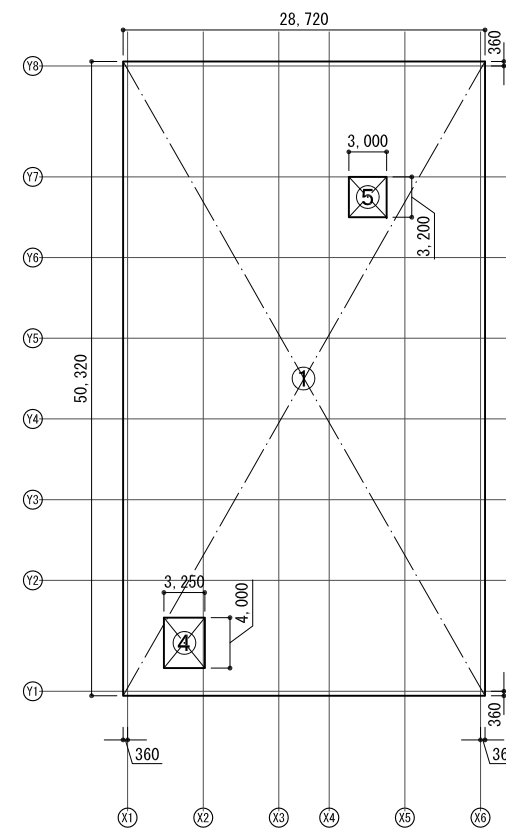
1012



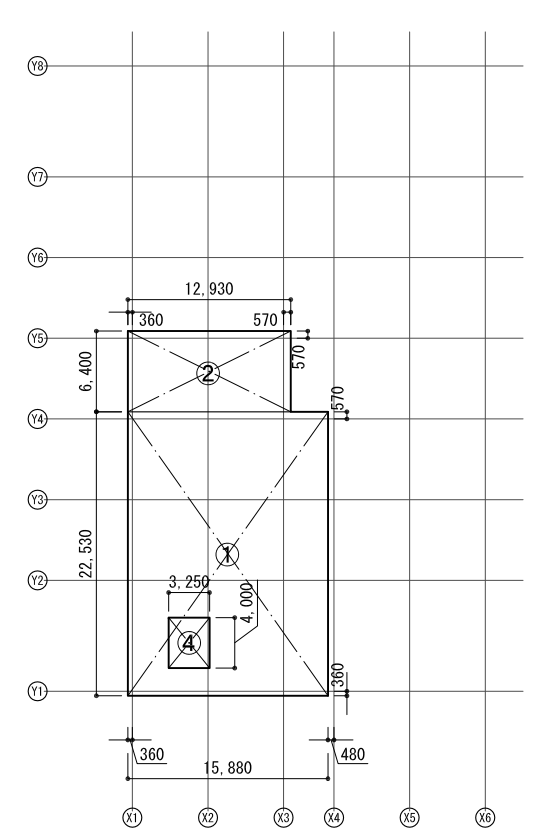
1階床面積算定図



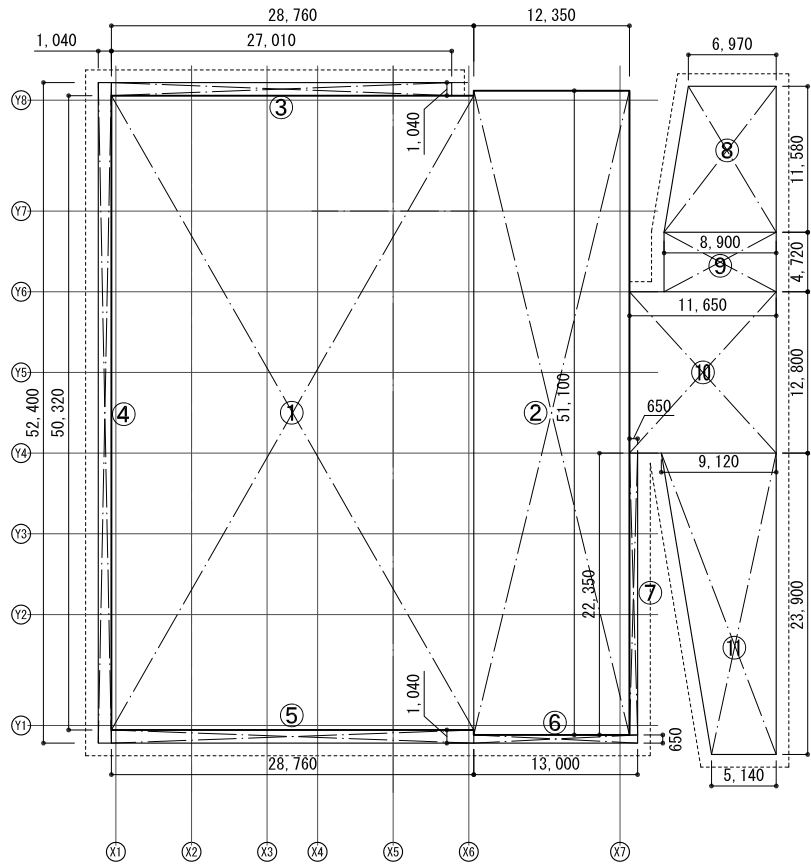
2階床面積算定図



3・4階床面積算定図



5階床面積算定図



建築面積算定図

1階 床面積算定表-1

No.	算定式(単位:m)	面積(単位:m <sup>2</sup> )
①	28.760 × 50.320	1,447.203
②	12.350 × 51.100	631.085
③	2.450 × 6.400	15.680
容積対象小計(①~③)-(④⑤)		2,071.37
④	3.250 × 4.000	13.000
⑤	3.000 × 3.200	9.600
容積対象外小計(④⑤)		22.60
建築基準法上の面積		
床面積計(①~③)		2,093.97

1階 床面積算定表-2

No.	算定式(単位:m)	面積(単位:m <sup>2</sup> )
⑦	7.300 × 15.400	112.42
⑧	(6.650+7.300) × 8.150/2	56.846
⑩	1.500 × 18.000	27.000
⑪	(2.650+2.607) × 0.300/2	0.788
⑬	2.600 × 4.850	12.610
⑮	3.150 × 1.300	4.095
⑯	1.100 × 6.400	7.040
⑰	1.107 × 7.661	4.240
⑱	(0.440+0.050) × 2.700/2	0.661
容積対象小計(⑥~⑱)(⑫⑭)		225.70
⑨	4.950 × 20.000	99.000
⑫	1.500 × 15.000	22.500
⑭	(4.410+5.940) × 9.150/2	47.351
容積対象外小計(⑨⑫⑭)		168.85
建築基準法上の面積		
床面積計(⑥~⑱)		394.55

2階 床面積算定表

No.	算定式(単位:m)	面積(単位:m <sup>2</sup> )
①	28.760 × 50.320	1,447.203
②	12.350 × 29.300	361.855
③	0.210 × 21.410	4.496
容積対象小計(①~③)-(④⑤)		1,790.95
容積対象外小計(④⑤)		22.60
建築基準法上の面積		
床面積計(①~③)		1,813.554

3・4階 床面積算定表

No.	算定式(単位:m)	面積(単位:m <sup>2</sup> )
①	28.720 × 50.320	1,445.190
容積対象小計(①)-(④⑤)		1,422.59
容積対象外小計(④⑤)		22.60
建築基準法上の面積		
床面積計(①)		1,445.190

5階 床面積算定表

No.	算定式(単位:m)	面積(単位:m <sup>2</sup> )
①	15.880 × 22.530	357.776
②	12.930 × 6.400	82.752
容積対象小計(①②)-(④)		427.53
容積対象外小計(④)		13.00
建築基準法上の面積		440.528
床面積計(①②)		440.53

【別棟】水防倉庫棟 床面積算定表

No.	算定式(単位:m)	面積(単位:m <sup>2</sup> )
①	18.500 × (7.075+5.025÷2)	111.925
建築基準法上の面積		111.925
床面積計(①)		111.93 m <sup>2</sup>

【別棟】車庫棟 床面積算定表

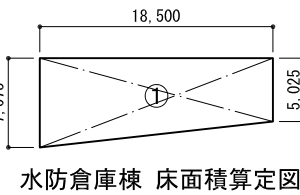
No.	算定式(単位:m)	面積(単位:m <sup>2</sup> )
①	9.000 × 6.900	62.100
②	9.400 × 9.900	93.060
③	18.000 × 6.900	124.200
建築基準法上の面積		
床面積計(①~③)		279.360 m <sup>2</sup>

建築面積算定表

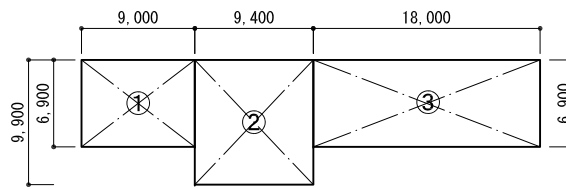
No.	算定式(単位:m)	面積(単位:m <sup>2</sup> )
①	28.760 × 50.320	1,447.203
②	12.350 × 51.100	631.085
③	27.010 × 1.040	28.090
④	1.040 × 52.400	54.496
⑤	28.760 × 1.040	29.910
⑥	13.000 × 0.650	8.450
⑦	0.650 × 22.350	14.528
⑧	(6.970+8.900) × 11.580/2	91.887
⑨	8.900 × 4.720	42.008
⑩	11.650 × 12.800	149.120
⑪	(9.120+5.140) × 23.900/2	170.407
建築基準法上の面積		
床面積計(①~⑪)		2,667.184 m <sup>2</sup>

建築基準法上の面積表まとめ

敷地面積	13,211.70 m <sup>2</sup>	A
建築面積	3,058.47 m <sup>2</sup>	B
延べ面積	8,024.27 m <sup>2</sup>	C
容積対象面積	7,472.66 m <sup>2</sup>	D
建蔽率	B/A × 100 = 23.15% (< 70%)	
容積率	D/A × 100 = 56.57% (< 200%)	



水防倉庫棟 床面積算定図



車庫棟 床面積算定図

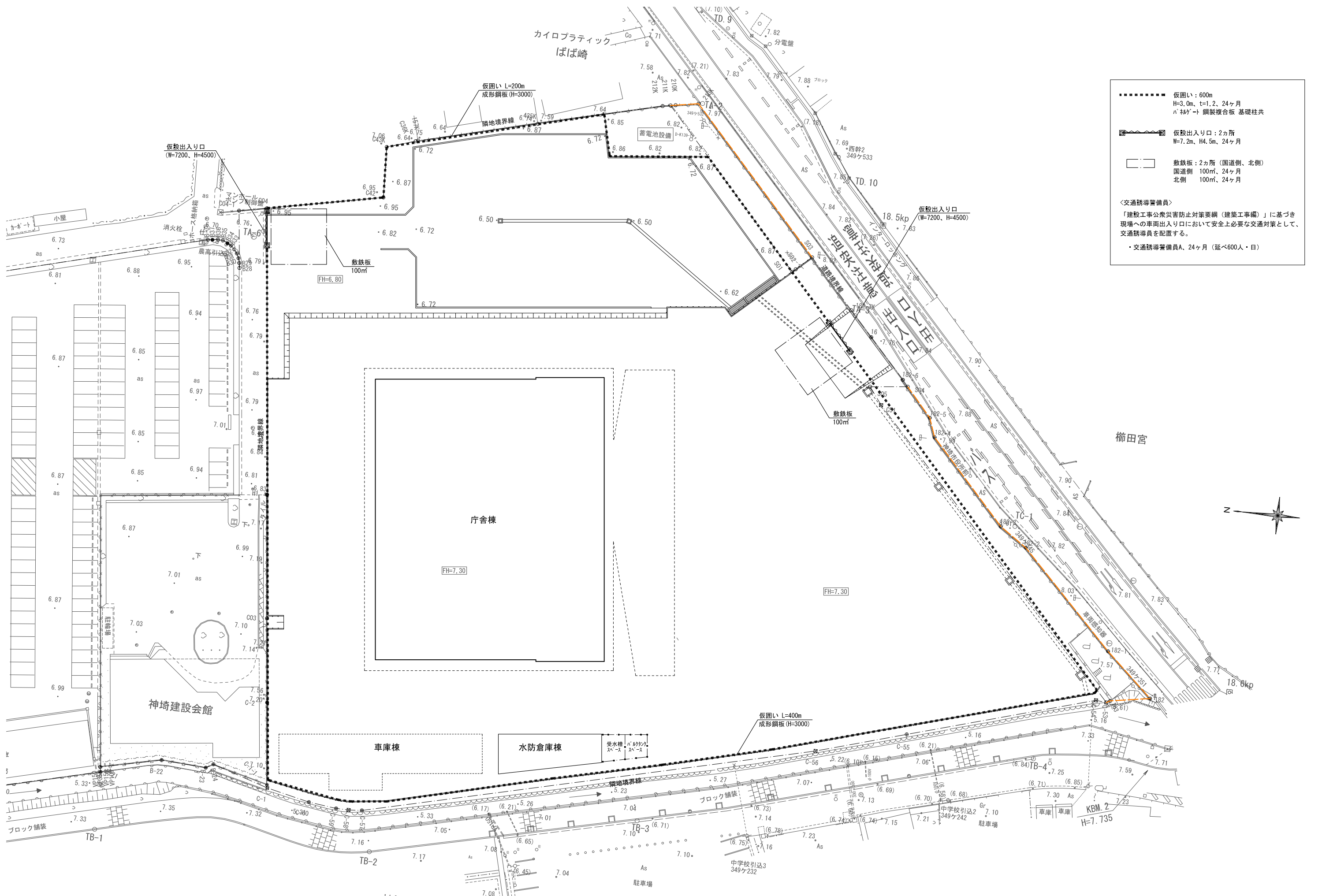
延べ面積算定表

	庁舎				水防倉庫棟	車庫棟
	容積対象(庁舎)	容積対象外(車寄せ)	容積対象外(EV昇降路)	容積対象外(自動車庫庫)		
5F	427.53	13.00			—	—
4F	1,422.59	22.60			—	—
3F	1,422.59	22.60			—	—
2F	1,790.95	22.60			—	—
1F	2,071.37	225.70			—	—
小計	2,297.07		22.60	168.85	111.93	279.36
計	7,360.73 m <sup>2</sup>		103.40	168.85	7,632.98 m <sup>2</sup>	279.36 m <sup>2</sup>

延べ面積 合計 8,024.27 m<sup>2</sup>  
車庫面積 合計 448.21 m<sup>2</sup>







●●●●●● 仮囲い：600m  
 H=3.0m、t=1.2、24ヶ月  
 ハリゲート 鋼製複合板 基礎柱共

■■■■■■ 仮設出入口：2カ所  
 W=7.2m、H4.5m、24ヶ月

□□□□ 敷鉄板：2カ所（国道側、北側）  
 国道側 100m<sup>2</sup>、24ヶ月  
 北側 100m<sup>2</sup>、24ヶ月

<交通誘導署員>  
 「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」に基づき  
 現場への車両出入口において安全に必要な交通対策として、  
 交通誘導署員を配置する。  
 ・交通誘導署員A、24ヶ月（延べ600人・日）

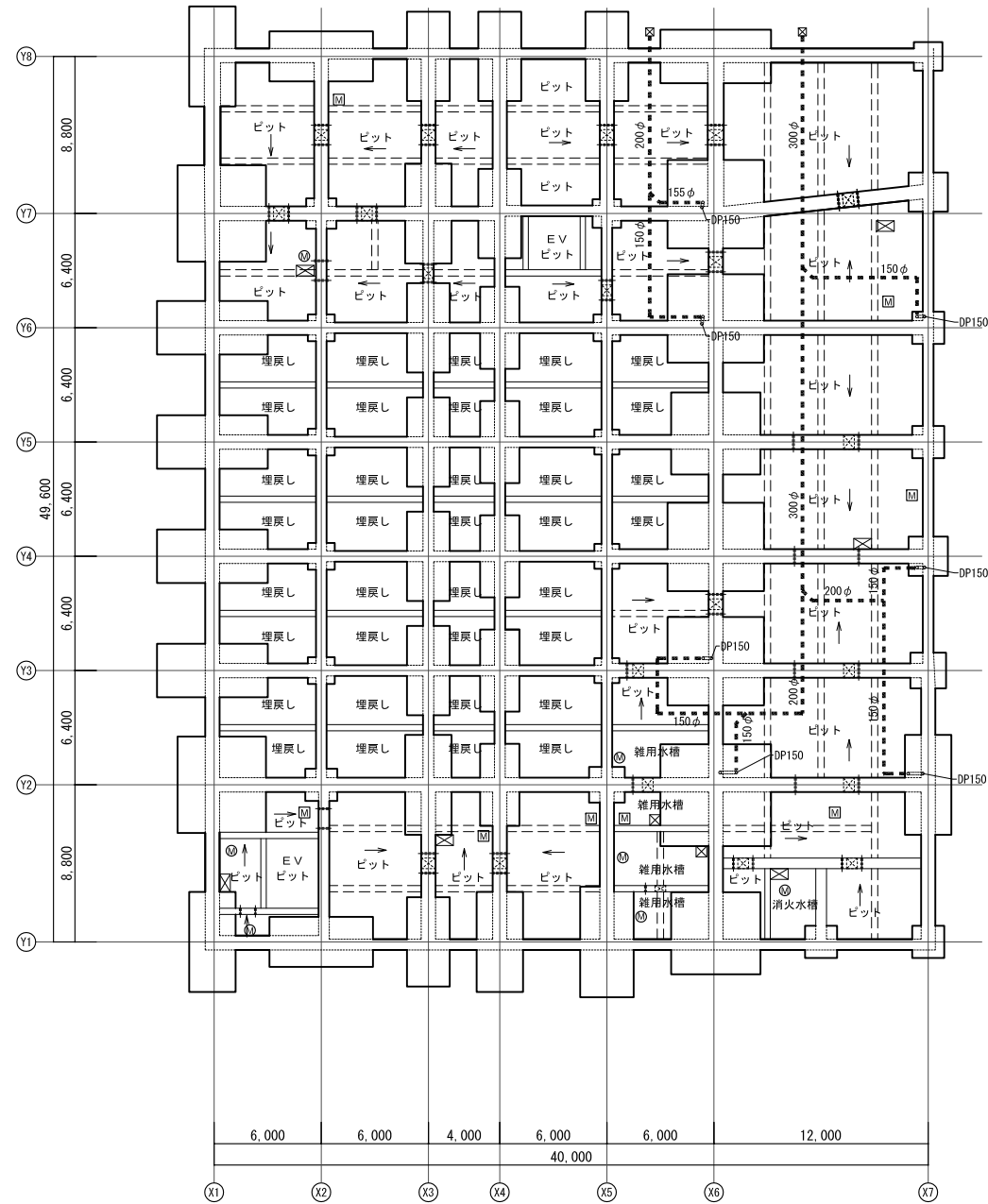
山下設計・堤正則建築設計事務所設計共同体	資格/番号 一級建築士 第19903号	氏名 茂島 亮	捺印	製図 一級建築士 第2329778号	検図 江島 秀典	納品検査	訂正	特記 ※移動円滑化経路及び視覚障がい者等円滑化経路 については、経路上に段差無し ※外周擁壁は開発工事による ※外柵（メッシュフェンス h1100）は建築工事	神崎市新倉舎建設工事	図面内容 地上総合仮設計画図	図面番号 1015
	担当 一級建築士 第238305号	重名 俊二	一級建築士 第2329778号	江島 秀典	縮尺 A1:1/300 A3:1/600	区分 建築意匠図					



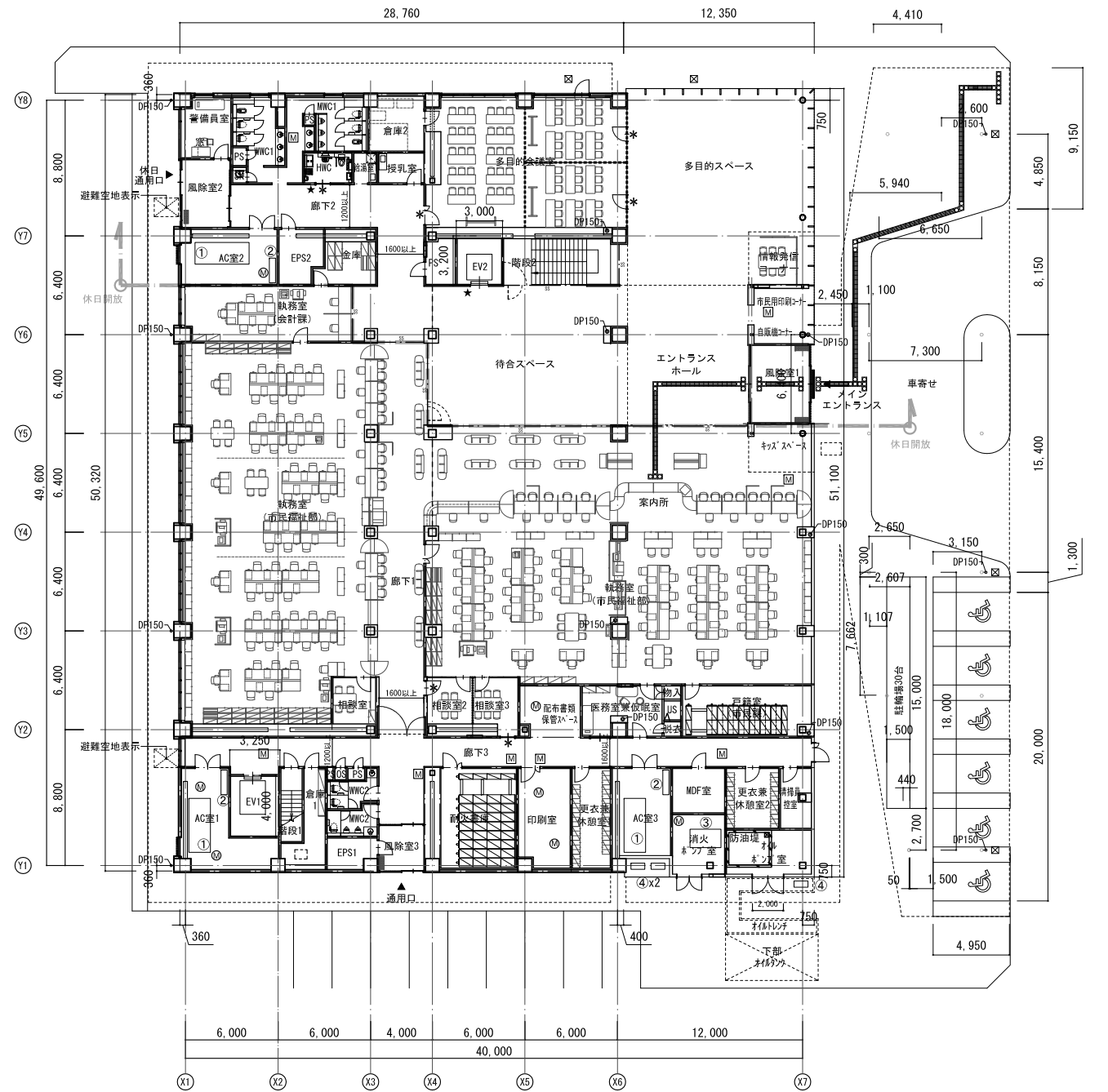


内部仕上表																							
棟	階	室名	床 仕 上			巾木・腰 仕 上			壁 仕 上			天井 仕 上		廻 縁	天井高	柱 型	梁 型	フラインド・ボックス	窓廻り 仕上げ	内装制限	排煙種別	備考	
			記号	下 地	仕上高	躯体高	記号	高さ	記号	下 地	記号	下 地											
庁舎	4階	議場	F-2	タイルカーペットB	±0~+600	B-5	木巾木(壁木の上に突板)	60	W-6	天然木縁付合板	C-8	ホルダーバー		木製	6600								
			U4	鋼製床組+C	-10																		
		待機スペース	F-5	ビニル床タイル	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-1	EP	C-3	GB-NC(T)φ9.5		塩ビ製	2600						不燃	告示(ニ)-4	
			U9	OA100+C	-100																		
		議会事務局	F-1	タイルカーペットA	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-1	EP	C-2	GB-Rt12.5+DRφ9.0		塩ビ製	2600						不燃	告示(ニ)-4	
			U9	OA100+C	-100																		
		正副議長室	F-2	タイルカーペットB	±0	B-5	木巾木(壁木の上に突板)	60	W-6	天然木縁付合板	C-1	GB-Rt9.5+DRφ9.0		木製	2600								
			U9	OA100+C	-100																		
		議会ロビー	F-2	タイルカーペットB	±0~+600	B-5	木巾木(壁木の上に突板)	60	W-6	天然木縁付合板	C-1	GB-Rt9.5+DRφ9.0		木製	6600								
			U4	鋼製床組+C	-10																		
		眺望ラウンジ	F-2	タイルカーペットB	±0	B-5	木巾木(壁木の上に突板)	60	W-6	天然木縁付合板	C-1	GB-Rt9.5+DRφ9.0		木製	2600								
			U9	OA100+C	-100																		
		議員控室	F-1	タイルカーペットA	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-2	EP-G	C-1	GB-Rt9.5+DRφ9.0		塩ビ製	2600								
			U9	OA100+C	-100																		
		共用会議室	F-1	タイルカーペットA	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-2	EP-G	C-1	GB-Rt9.5+DRφ9.0		塩ビ製	2600								
			U9	OA100+C	-100																		
		委員会室1・2	F-2	タイルカーペットB	±0	B-5	木巾木(壁木の上に突板)	60	W-6	天然木縁付合板	C-1	GB-Rt9.5+DRφ9.0		木製	2600								
			U9	OA100+C	-100																		
	議員図書室	F-1	タイルカーペットA	±0	B-5	木巾木(壁木の上に突板)	60	W-6	天然木縁付合板	C-2	GB-Rt12.5+DRφ9.0		木製	2600									
		U9	OA100+C	-100																			
	書庫	F-5	ビニル床タイル	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-1	EP	C-3	GB-NC(T)φ9.5		塩ビ製	2600									
		U9	OA100+C	-100																			
	更衣兼休憩室1	F-5	ビニル床タイル	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-1	EP	C-3	GB-NC(T)φ9.5		塩ビ製	2400									
		U2	CK	-10																			
更衣兼休憩室2	F-5	ビニル床タイル	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-1	EP	C-3	GB-NC(T)φ9.5		塩ビ製	2400						不燃	告示(ニ)-4			
	U2	CK	-10																				
廊下	F-1	タイルカーペットA	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-1	EP	C-3	GB-NC(T)φ9.5		塩ビ製	2600										
	U9	OA100+C	-100																				
5階	発電機室	F-6	塗床A(アクリル樹脂系)	+300	B-4	床材立上	60	W-12	GWG50*32Kg	C-6	GWG50*32Kg		-	直天									
			U8	SC300+C(浮床)	-10																		
		電気室	F-6	塗床A(アクリル樹脂系)	+300	B-4	床材立上	60	W-12	GWG50*32Kg	C-6	GWG50*32Kg		-	直天								
			U8	SC300+C(浮床)	-10																		
		熱源機械室	F-6	塗床A(アクリル樹脂系)	+300	B-4	床材立上	60	W-12	GWG50*32Kg	C-6	GWG50*32Kg		-	直天								
			U8	SC300+C(浮床)	-10																		
		談話室	F-5	ビニル床タイル	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-2	EP-G	C-3	GB-NC(T)φ9.5		塩ビ製	2600						不燃	告示(ニ)-4	
			U2	CK	-10																		
		廊下	F-5	ビニル床タイル	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-1	EP	C-3	GB-NC(T)φ9.5		塩ビ製	2600						準不燃	告示(ニ)-2	
			U2	CK	-10																		
		ピット	EVピット	F-10	ケイ酸質系浸透式防水		B-4	床材立上		W-11	床と同材	C-9	PFφ25 2枚貼 打込み		-	直天							釜場
				U2	CK																		
	雑用水槽		F-7	塗床B(エポキシ樹脂系)		B-4	床材立上		W-11	床と同材	C-9	PFφ25 2枚貼 打込み		-	直天							釜場、点検口、タラップ	
	配管ピット	F-11	コンクリート金コテ仕上		B-6	型枠外しのまま		W-10	素地	C-9	PFφ25 2枚貼 打込み		-	直天								釜場、点検口、タラップ	
	共通	階段A	F-8	長尺ビニル床シート	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-1	EP	C-1	GB-Rt9.5+DRφ9.0		塩ビ製	-					不燃	令126の2		
			U3	M+C	-10																		
		階段B	F-8	長尺ビニル床シート	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-1	EP	C-1	GB-Rt9.5+DRφ9.0		塩ビ製	-					不燃	令126の2		
			U3	M+C	-10																		
		MWC	F-8	長尺ビニル床シート	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-2	EP-G	C-3	GB-NC(T)φ9.5		塩ビ製	2400						準不燃	告示(ニ)-2	
			U2	CK	-10																		
		WWC	F-8	長尺ビニル床シート	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-2	EP-G	C-3	GB-NC(T)φ9.5		塩ビ製	2400						準不燃	告示(ニ)-2	
			U2	CK	-10																		
		HWC	F-8	長尺ビニル床シート	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-2	EP-G	C-3	GB-NC(T)φ9.5		塩ビ製	2400						準不燃	告示(ニ)-2	
U2			CK	-10																			
EPS		F-12	OAフロア素地	±0	B-3	壁同材	60	W-10	素地	C-7	直天		-	直天								令126の2	
		U9	OA100+C	-100																			
PS・OS		F-9	コンクリート直均し仕上	±0	B-3	壁同材	60	W-10	素地	C-7	直天		-	直天								令126の2	
		U2	CK	-10																			
AC室		F-6	塗床A(アクリル樹脂系)	±0	B-3	壁同材	60	W-10	素地	C-7	直天		-	直天						準不燃	告示(ニ)-2		
	U2	CK	-10																				
給湯室1・2	F-8	長尺ビニル床シート	±0	B-1	ビニル巾木	60	W-2	EP-G	C-3	GB-NC(T)φ9.5		塩ビ製	2400						準不燃	告示(ニ)-2			
	U2	CK	-10																				





ピット平面図



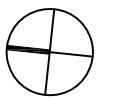
1階平面図

基礎リスト

階	番号	数	基礎種類 W×D×H
1F	①	3	RC: 1400×3500×150
	②	3	RC: 1600×400×200
	③	1	RC: 2000×1200×150
	④	3	RC: 900×400×150
	防油堤	1	2920×2400 詳細は1502図

凡例			
HCWC☆	: オストメイト対応便所	○	アルミバンドレス縦樋
△	: 集塵機設置スペース	○	内部 配管用鋼管 (白ガス管) (防露巻き)
▲	: 集塵機設置スペース (将来対応)	○	ピット 配管用鋼管 (SOP) (防露巻き無し)
■	: 化粧マンホール 600φ (SUS製 防水防臭型)	▽	トラス柱頂点位置
⊙	: マンホール 600φ (鉄製製 防水防臭型)	▽	: 2階床下の大梁の位置
—	: 屋内消火栓	○	RD横引きタイプ
■	: 放水口	○	水勾配
⊠	: 雨水第一弁 450角	○	丸環
○	DP80φ	○	人入口
○	DP150φ	○	通水管・通気管
○	DP300φ	○	差場 (600×1000, 600×600)
○	DP450φ	○	: 移動円滑化経路上の居室出入口 (開口幅は有効800mm以上)
○	DP600φ	○	: EV・車いす使用者用便所標識 (JIS Z 8212適合)

※ブレース柱切断位置は突起無き限りFL-2500を示します。



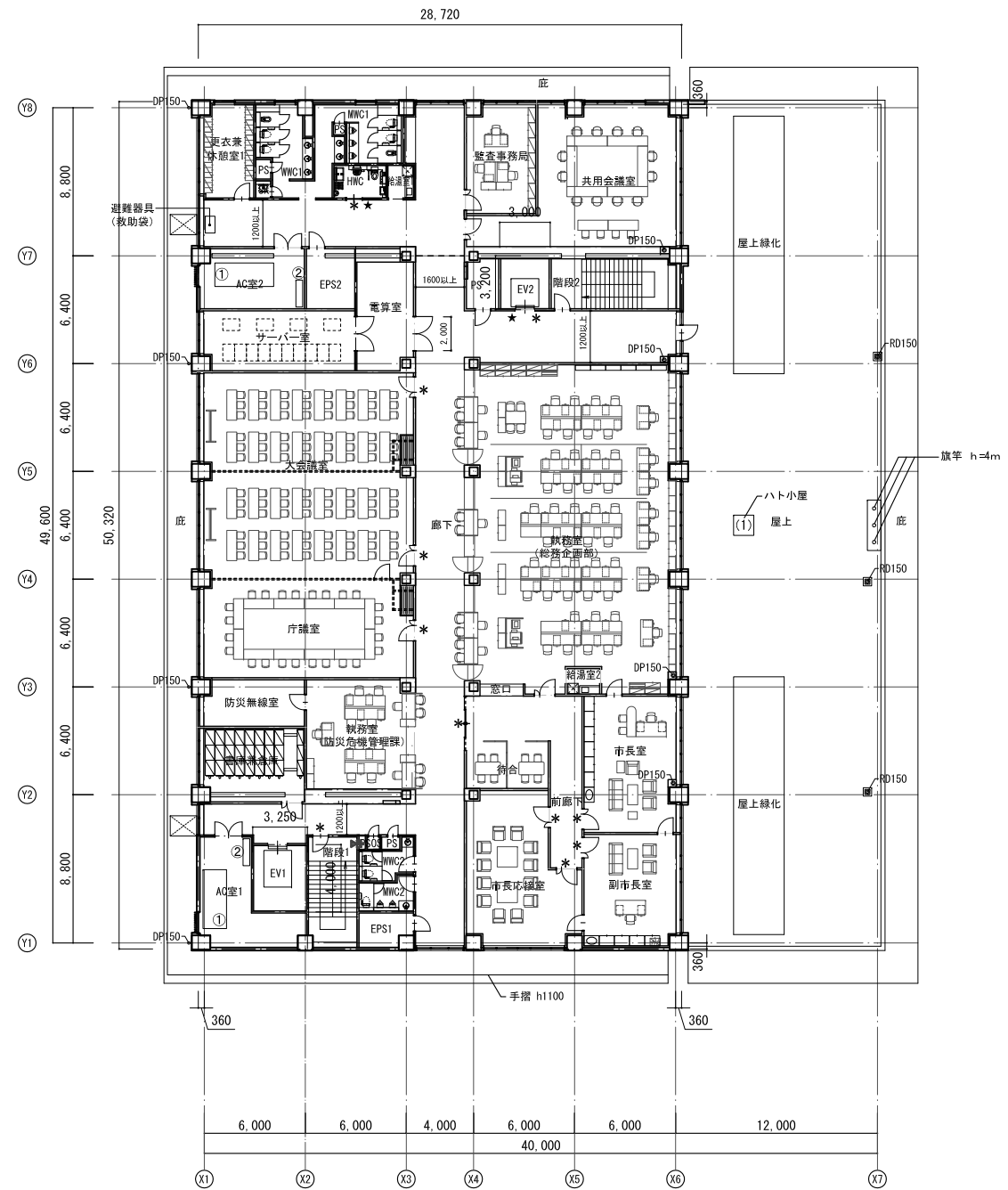
代表 設計者	資格/番号	氏名	捺印	製図	検図	納品検査
代表 設計者	一級建築士 第19903号	茂島 亮				
担当 設計者	一級建築士 第238305号	重名 俊二		一級建築士 第229778号	江島 秀典	

訂正

特記



2階平面図



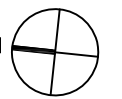
3階平面図

基礎リスト

階	番号	数	基礎種類 W×D×H
2F	①	3	RC: 1400 × 3500 × 150
	②	3	RC: 1600 × 400 × 200
3F	①	2	RC: 1400 × 3500 × 150
	②	2	RC: 1600 × 400 × 200
ハト小屋	(1)	1	RC:

凡例

HCWC☆	: オストメイト対応便所	DP80φ	: 外部 アルミバンドレス繊維	★	: 移動円滑化経路上の居室出入口 (開口幅は有効800mm以上)
△	: 集密書架設置スペース	▽	: 内部 配管用鋼管 (白ガス管) (防露巻き)	★	: EV・車いす使用者用便所標識 (JIS Z 8210適合)
▲	: 集密書架設置スペース (将来対応)	▼	: トラス柱頂点位置		
■	: 化粧マンホール 600角 (SUS製 防水防臭型)	▽	: 2階床下の大梁の位置		
⊙	: マンホール 600φ (鋳鉄製 防水防臭型)	⊙	: RD横引きタイプ		
—	: 屋内消火栓	← 1/100	: 水勾配		
Ⓜ	: 放水口	⊕	: 丸環		
☒	: 雨水第一併 450角				

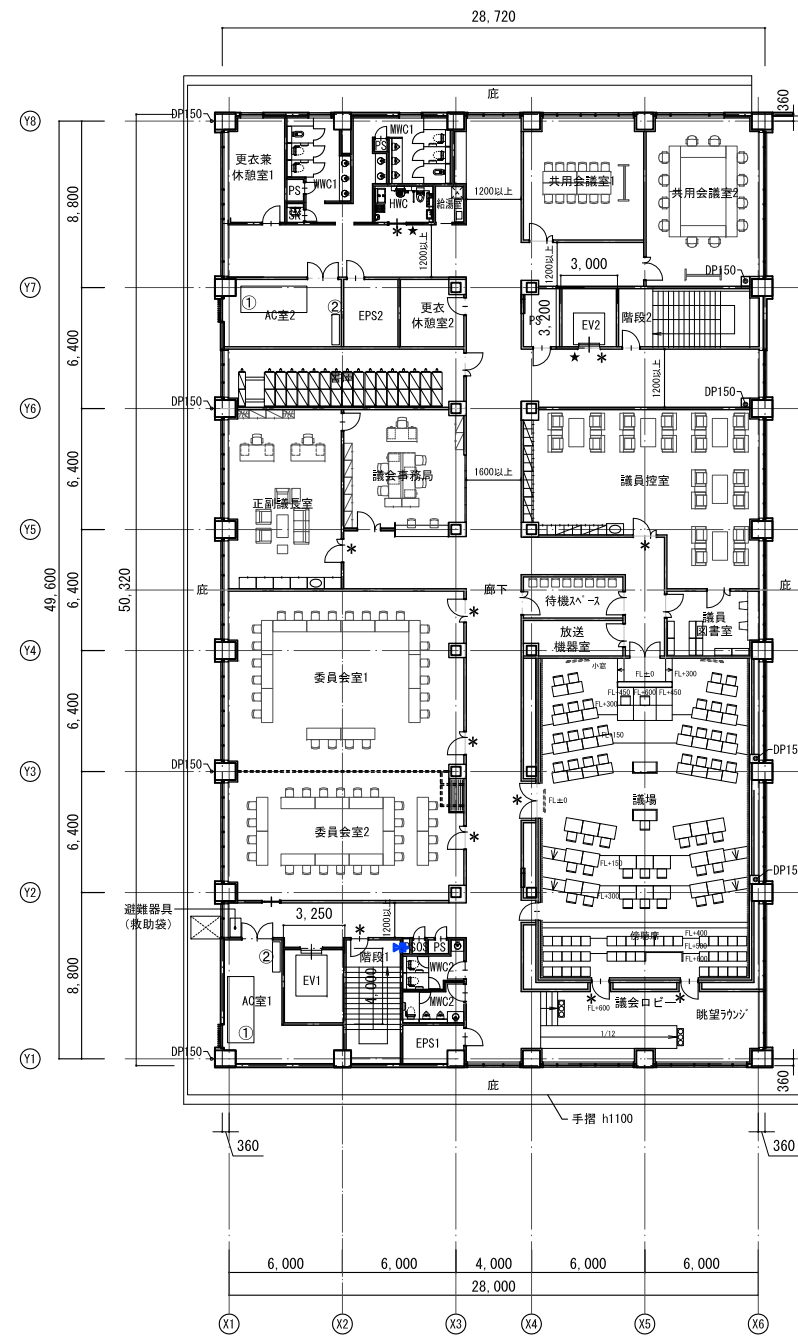


代表 設計者	資格/番号	氏名	捺印	製図	検図	納品検査
代表 設計者	一級建築士 第19903号	茂島 亮				
担当 設計者	一級建築士 第238305号	重名 俊二		一級建築士 第229778号	江島 秀典	

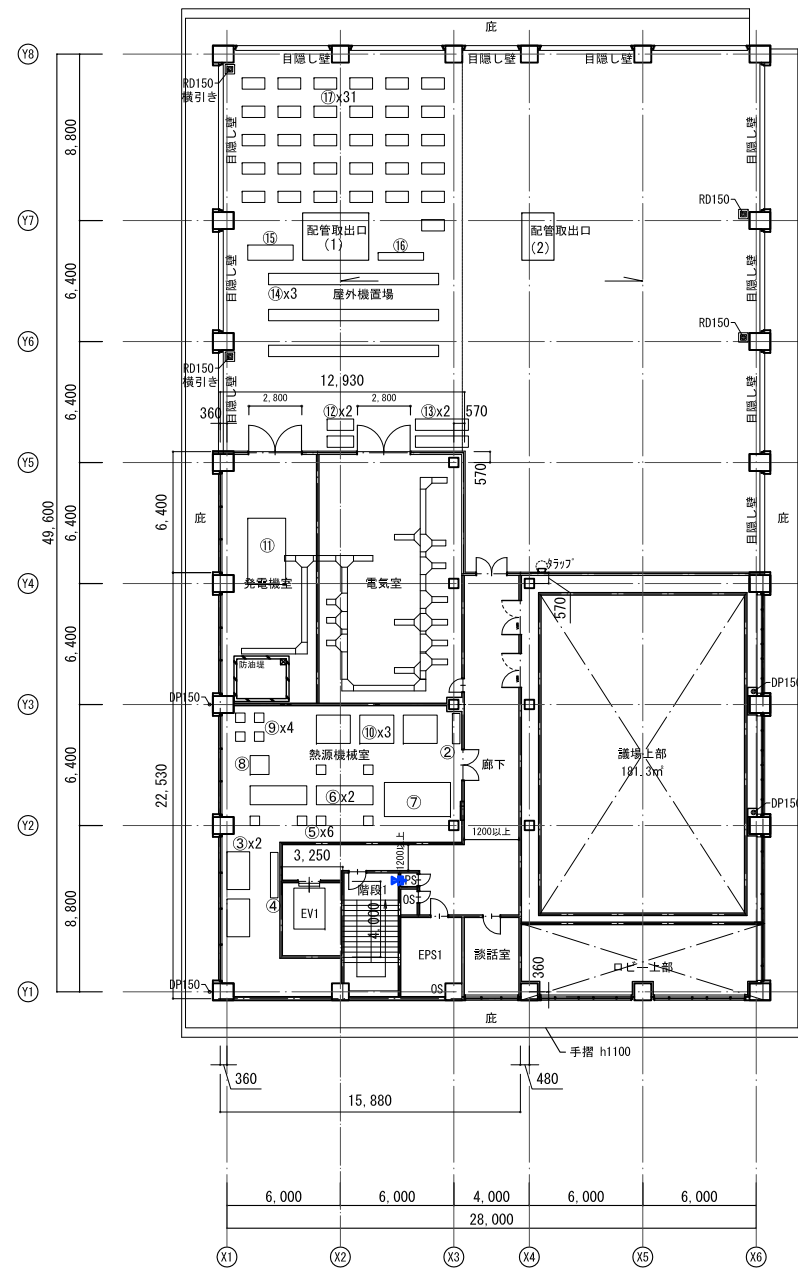
訂正

特記  
※応はメンテナンス時のみの使用で、日常は  
施設管理を行う。

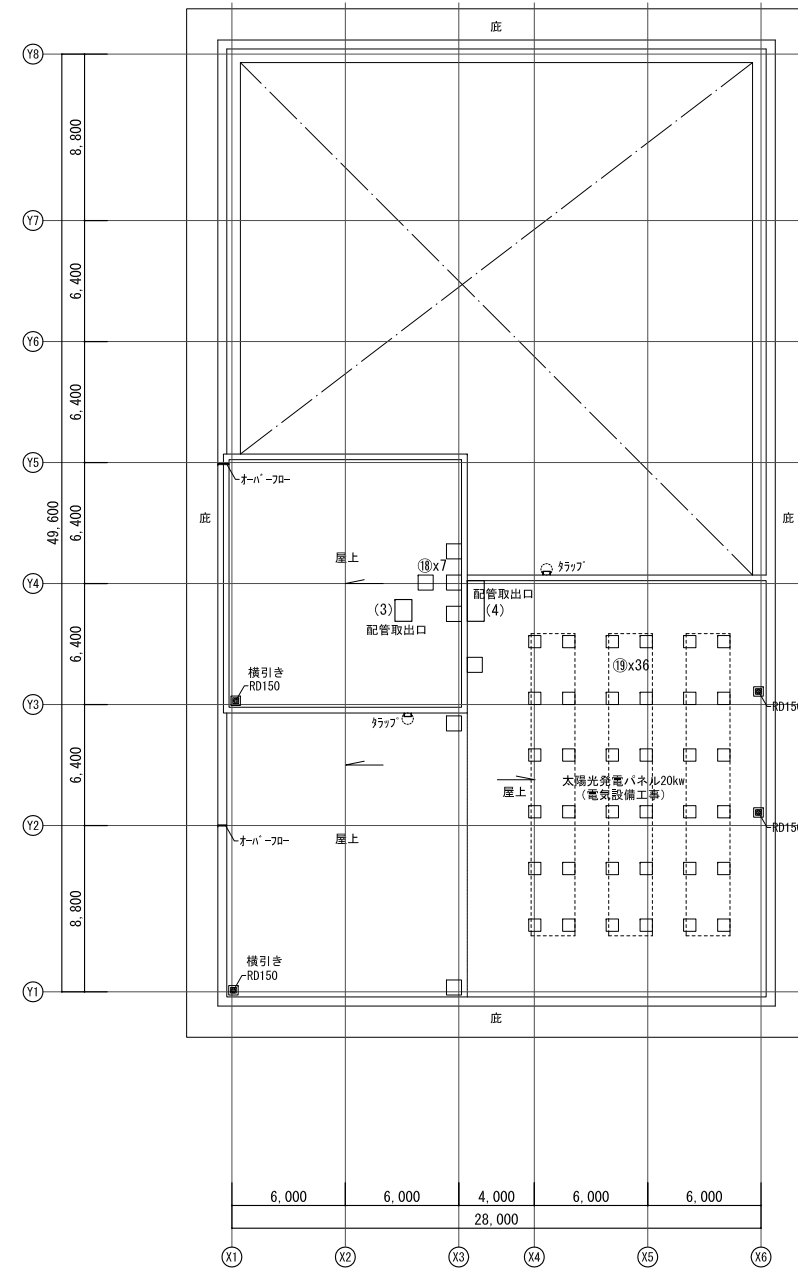
図面内容	図面番号
2・3階平面図	1105
縮尺	A1:1/200 A3:1/400
区分	建築意匠図



4階平面図



5階平面図



屋根平面図

基礎リスト

階	番号	数	基礎種類 W×D×H	階	番号	数	基礎種類 W×D×H
4F	①	2	RC: 1400 × 3500 × 150	5F	⑩	3	RC: 1800 × 1500 × 150
	②	2	RC: 1600 × 400 × 200		⑪	1	RC: 2000 × 3500 × 300
	③	2	RC: 2000 × 1200 × 150		⑫	2	RC: 1400 × 600 × 600
	④	1	RC: 400 × 2400 × 200		⑬	2	RC: 2800 × 600 × 600
	⑤	6	RC: 500 × 500 × 150		⑭	3	RC: 9000 × 600 × 600
	⑥	2	RC: 3000 × 1000 × 150		⑮	1	RC: 2400 × 800 × 600
	⑦	1	RC: 3500 × 1800 × 150		⑯	1	RC: 2400 × 400 × 600
	⑧	1	RC: 1000 × 1000 × 150		⑰	31	RC: 1200 × 600 × 600
	⑨	4	RC: 500 × 500 × 150		⑱	7	RC: 700 × 700 × 600
				6F	⑲	36	RC: 600 × 600 × 600

凡例

- HCWC☆ : オストメイト対応便所
- △ : 集塵書架設置スペース
- ▲ : 集塵書架設置スペース (将来対応)
- ▲ : 化粧マンホール 600角 (SUS製 防水防臭型)
- ⊙ : マンホール 600φ (鋳鉄製 防水防臭型)
- : 屋内消火栓
- Ⓜ : 放水口
- ⊠ : 雨水第一辨 450角

配管取出口 (1) 1 RC:有効 3000 × 1200 (開口部H1200)  
 (2) 1 RC:有効 2000 × 1200 (開口部H1200)  
 (3) 1 RC:有効 900 × 500 (開口部H 500)  
 (4) 1 RC:有効 1700 × 800 (開口部H 800)

防油堤 1 2920 × 2400 詳細は1502図

DRSφ : 外部 アルミバンドレス縦種  
 内部 配管用鋼管 (白ガス管) (防露巻き)  
 下層横引き印を示す

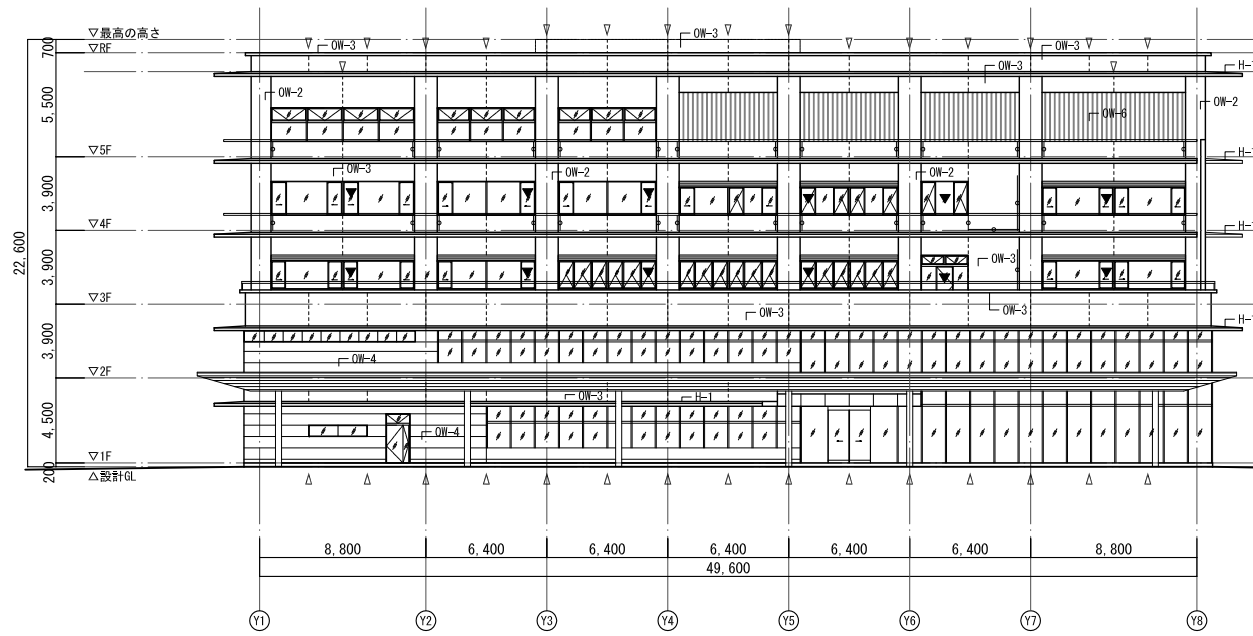
▼ : トラス柱頂点位置  
 ▽ : 2階床下の大梁の位置  
 ⊙ : RD横引きタイプ  
 ←1/100 : 水勾配  
 ⊕ : 丸環

\* : 移動円滑化経路上の居室出入口 (開口幅は有効800mm以上)  
 ★ : EV・車いす使用者用便所標識 (JIS Z 8210適合)

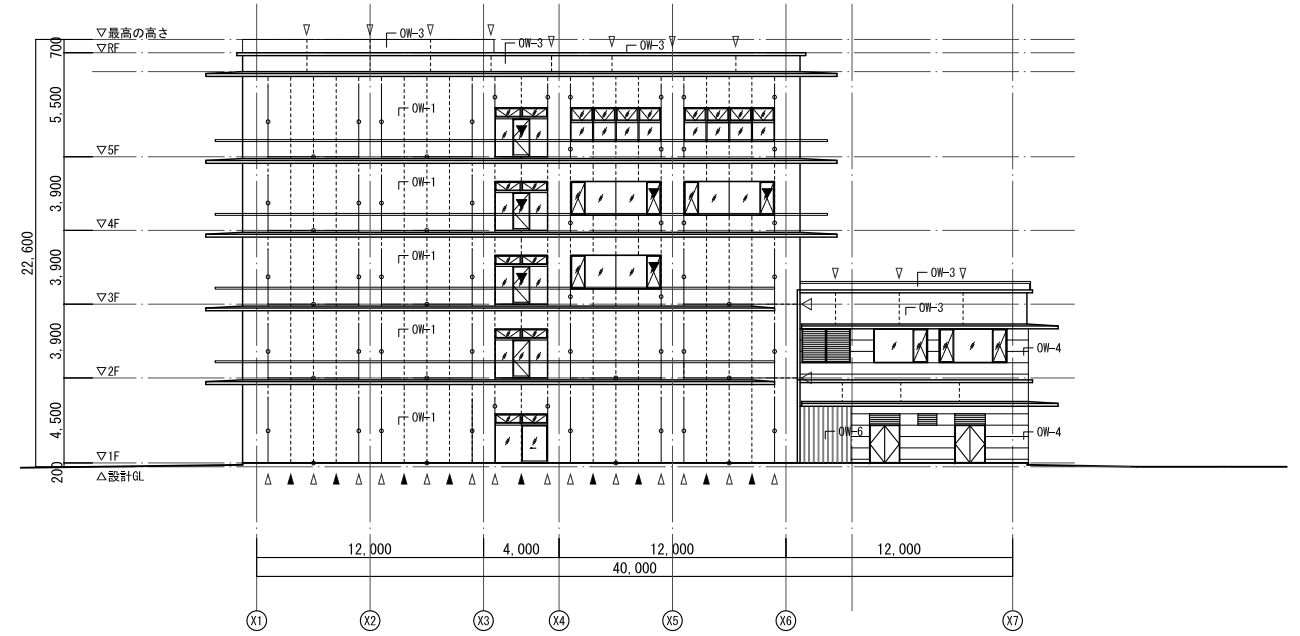
代表設計者	資格/番号	氏名	捺印	製図	検図	納品検査
代表設計者	一級建築士 第19903号	茂島 亮				
担当設計者	一級建築士 第238305号	重名 俊二		一級建築士 第229778号	江島 秀典	

訂正	特記
	※応はメンテナンス時のみの使用で、日常は施設管理を行う。

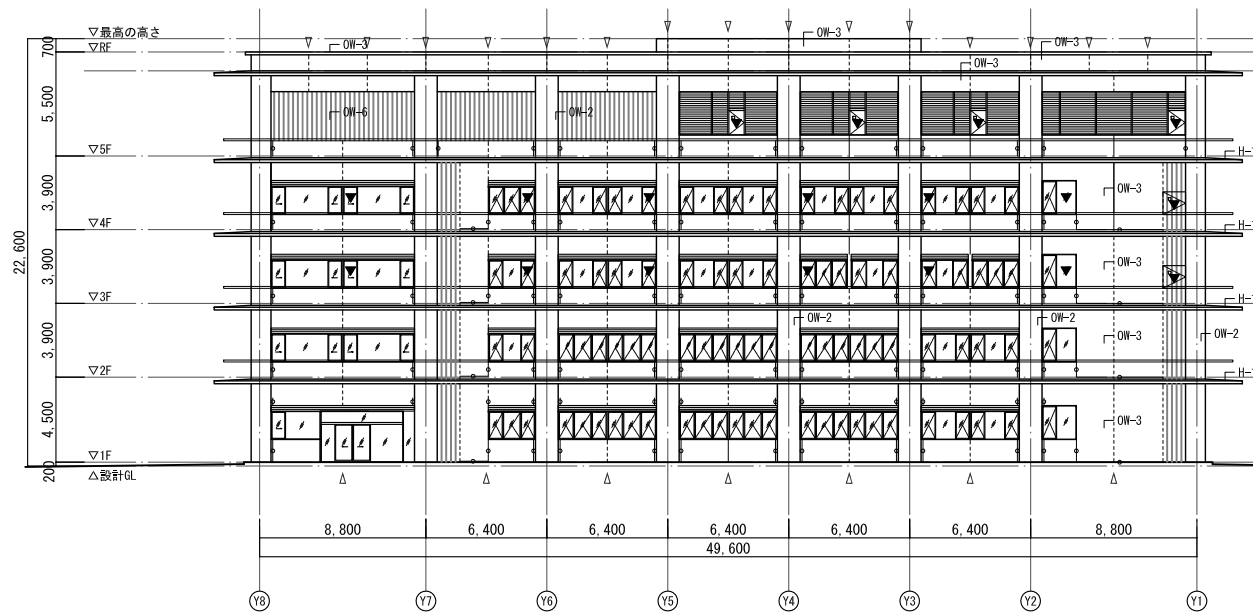
図面内容	図面番号
4・5階・屋根平面図	1106
縮尺 A1:1/200 A3:1/400	区分 建築意匠図



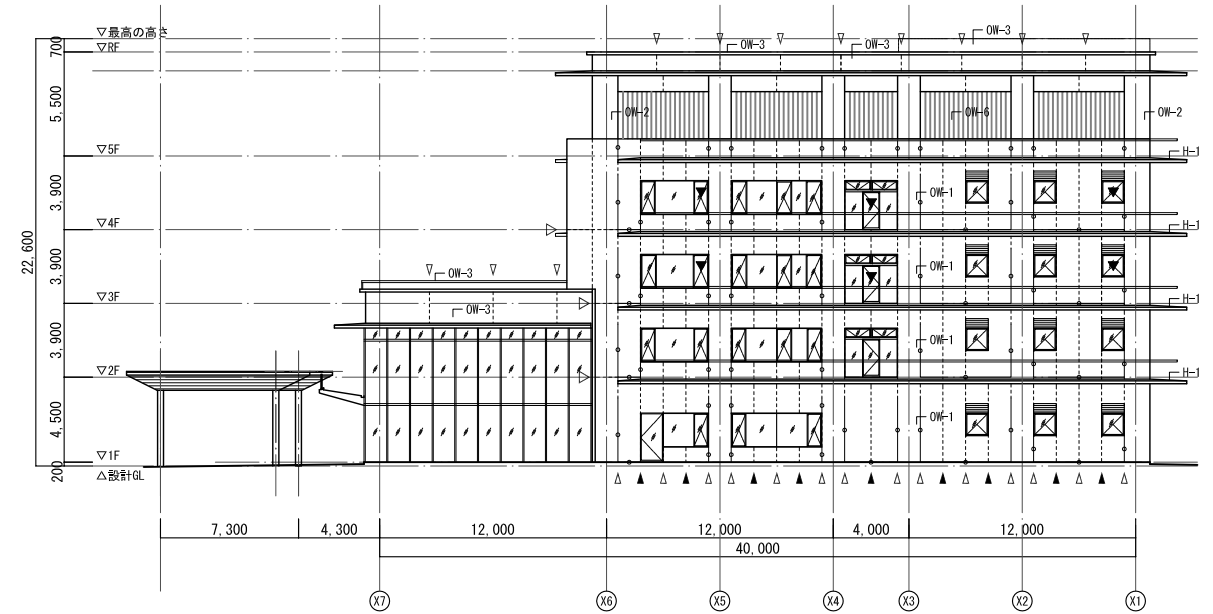
南立面図



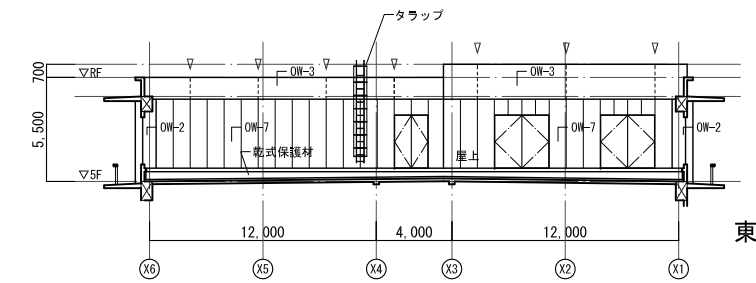
西立面図



北立面図

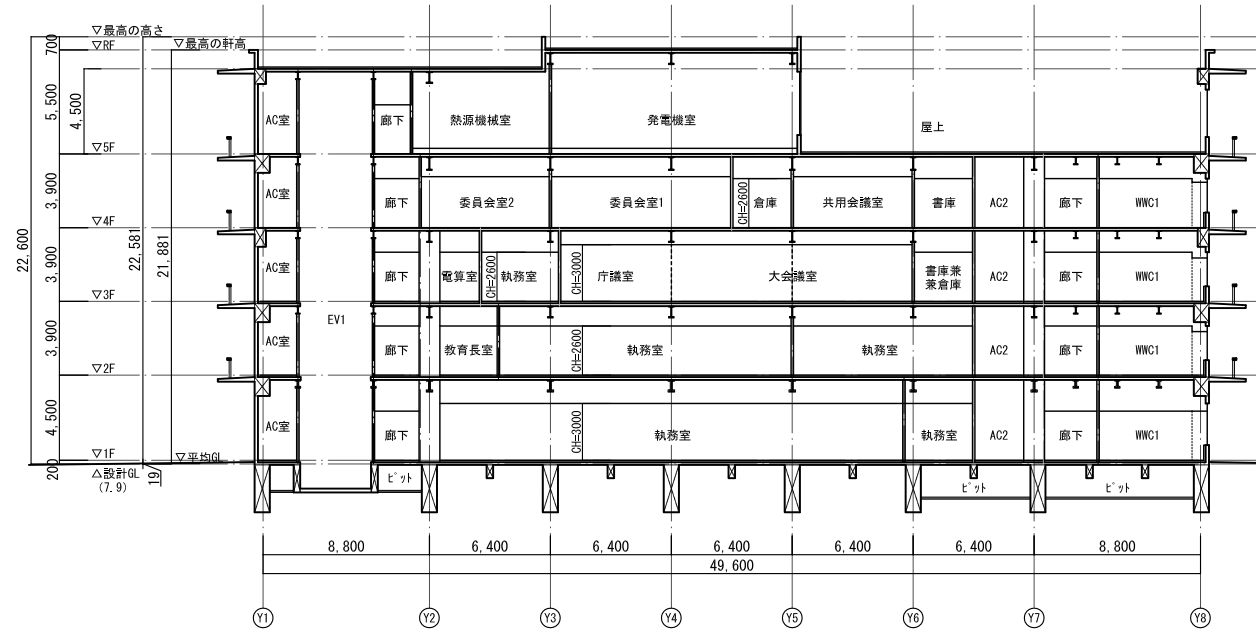


東立面図

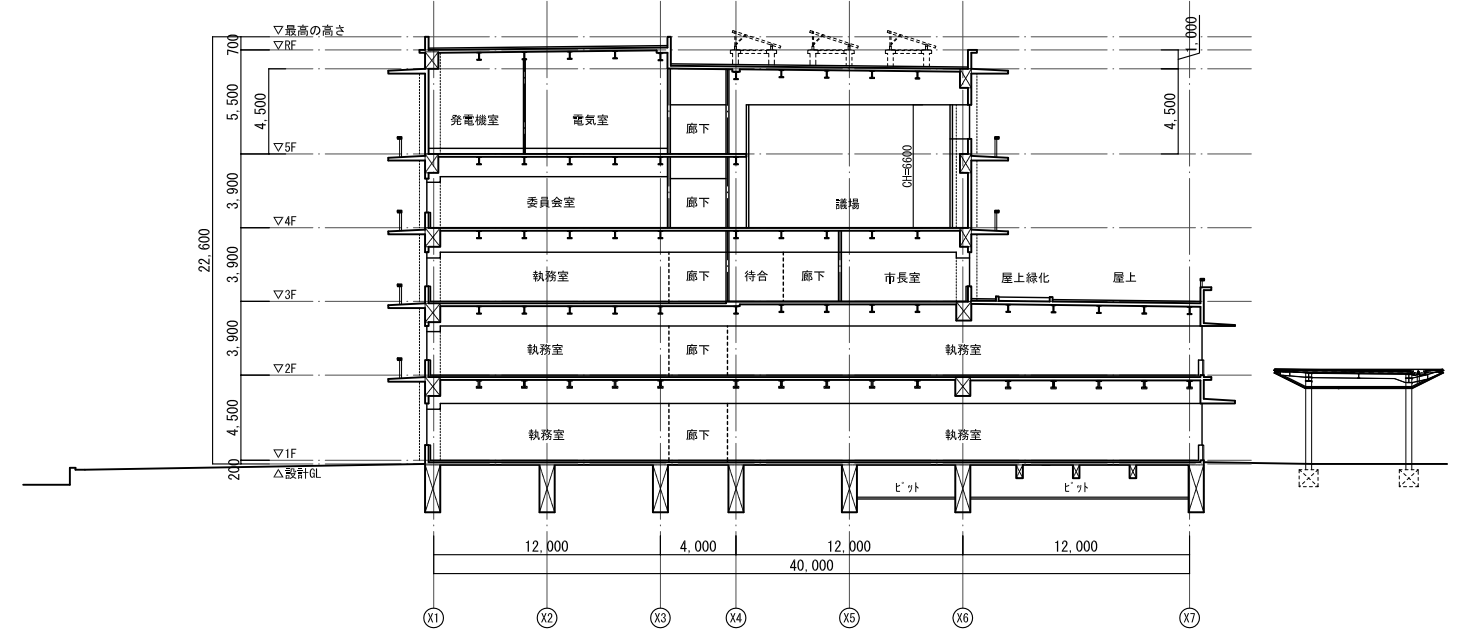


東立面図 (8階)

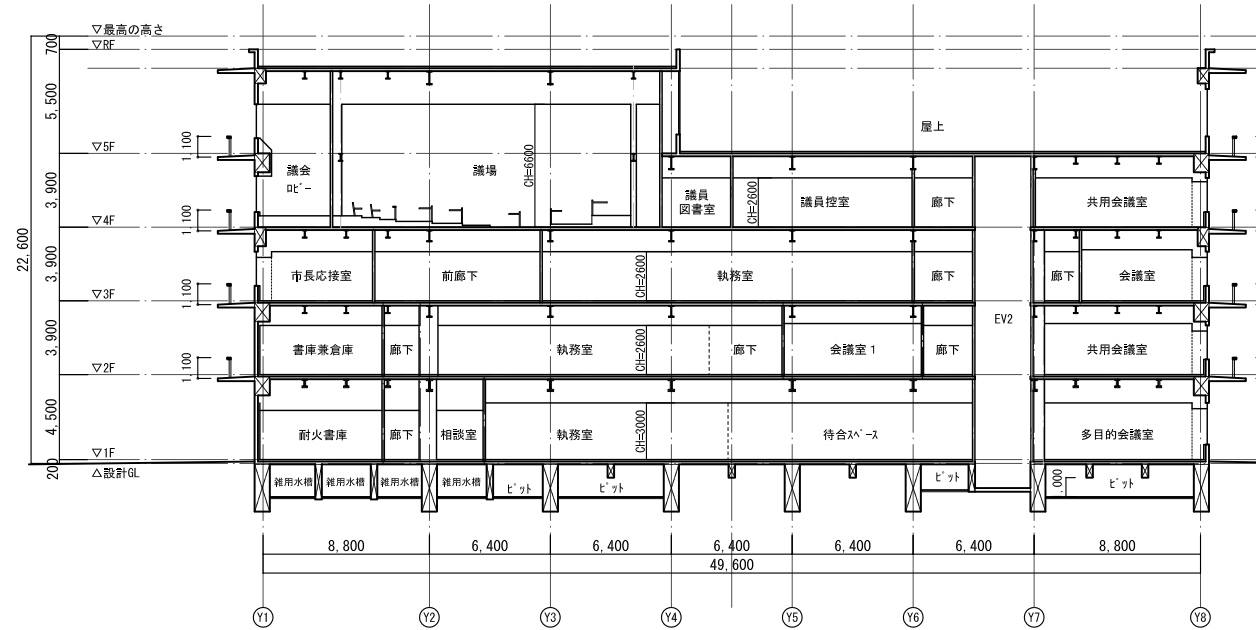
凡例		仕様		記号	
	たてすべり出し窓		片引き窓		構造スリット
	突き出し窓		耐火塗装		コンクリート打ち放し
	代用進入口位置		コンクリート打ち放し仕上げ (B種) + 砂目調仕上塗材左官仕上 + 汚染防止トップコート		コンクリート打ち放し補修の上フッ素樹脂塗装 (クリア)
			コンクリート打ち放し補修の上フッ素樹脂塗装 (グレー)		コンクリート打ち放し補修の上フッ素樹脂塗装 (ヨコ貼り工法)
			耐火塗装		アルミルーパー 電解2次着色
			ALU板 t100 フッ素樹脂塗装 (タテ貼り工法)		目地位置
			庇		



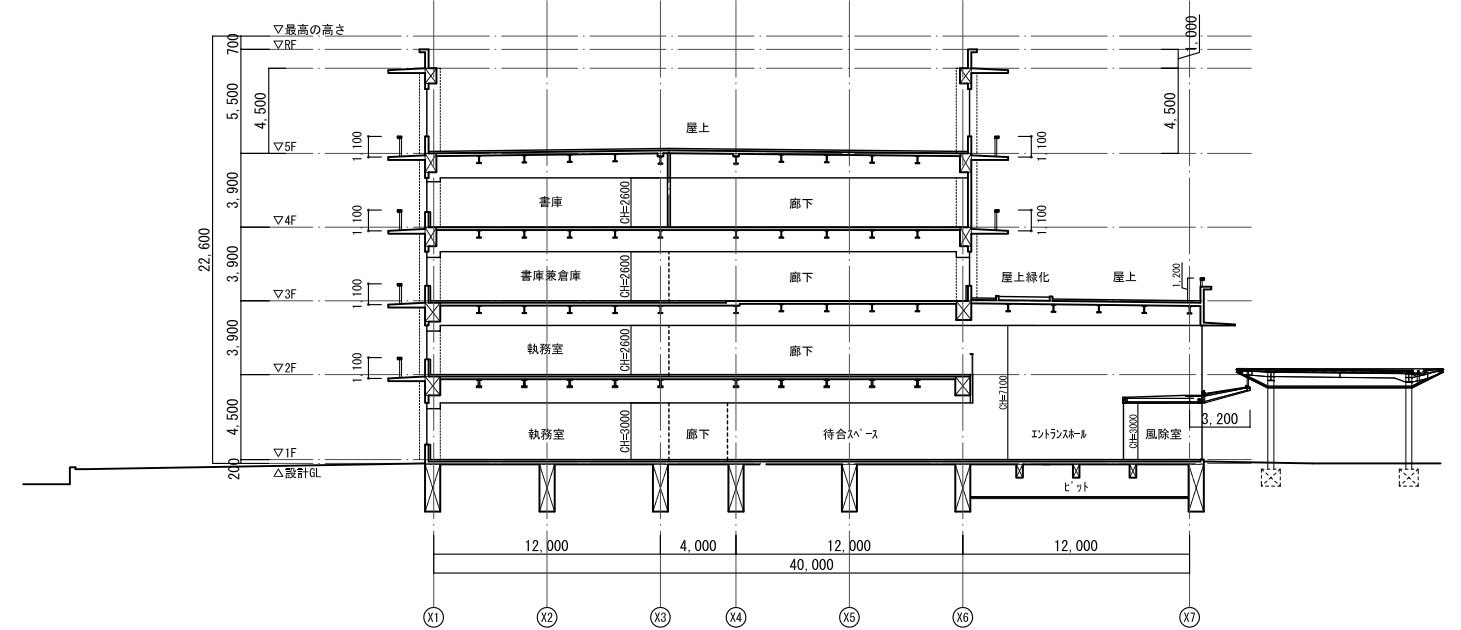
A断面図



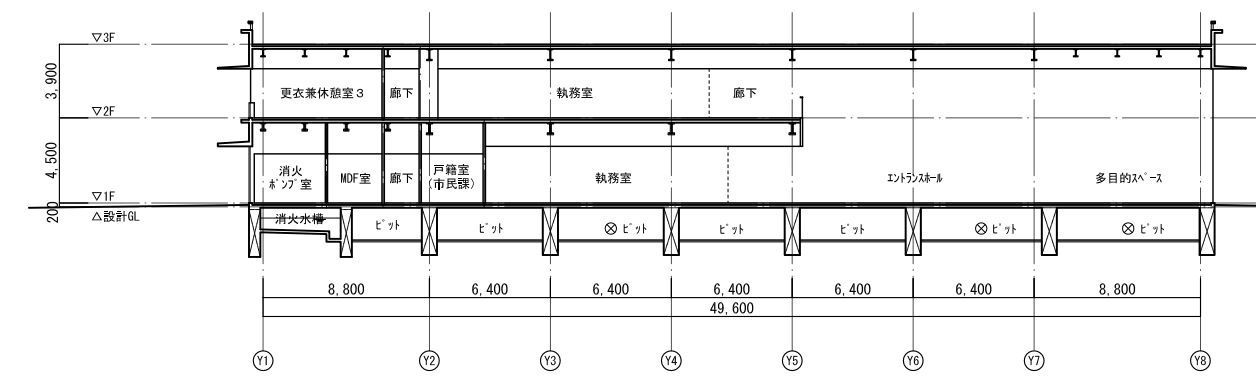
D断面図



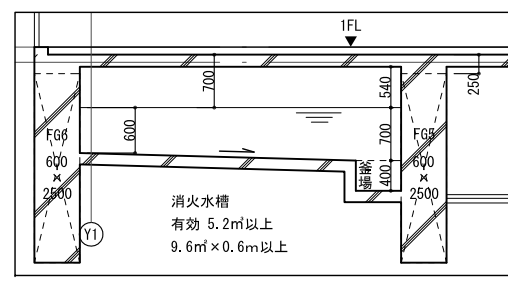
B断面図



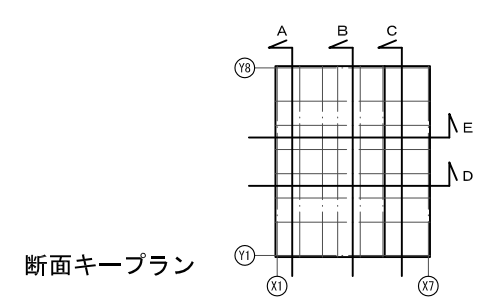
E断面図



C断面図

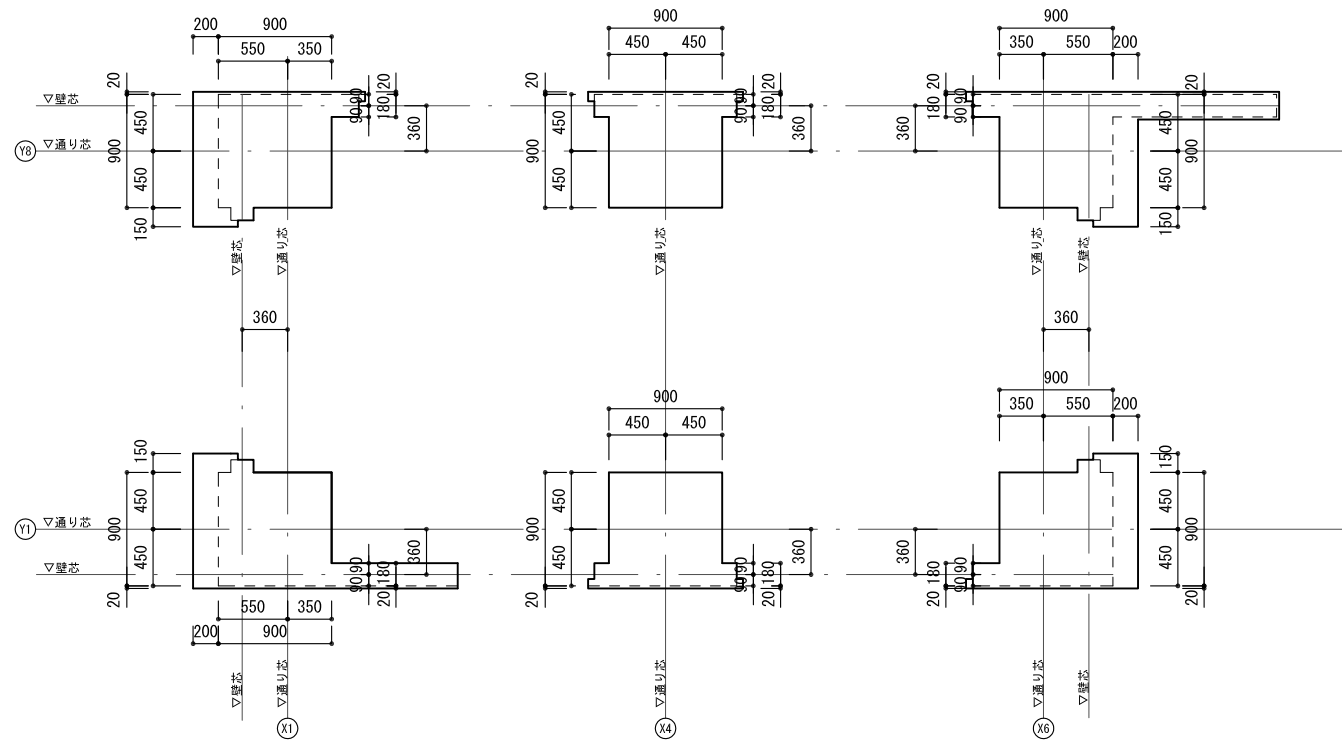


消火水槽断面詳細図 A1:1/50 A3:1/100

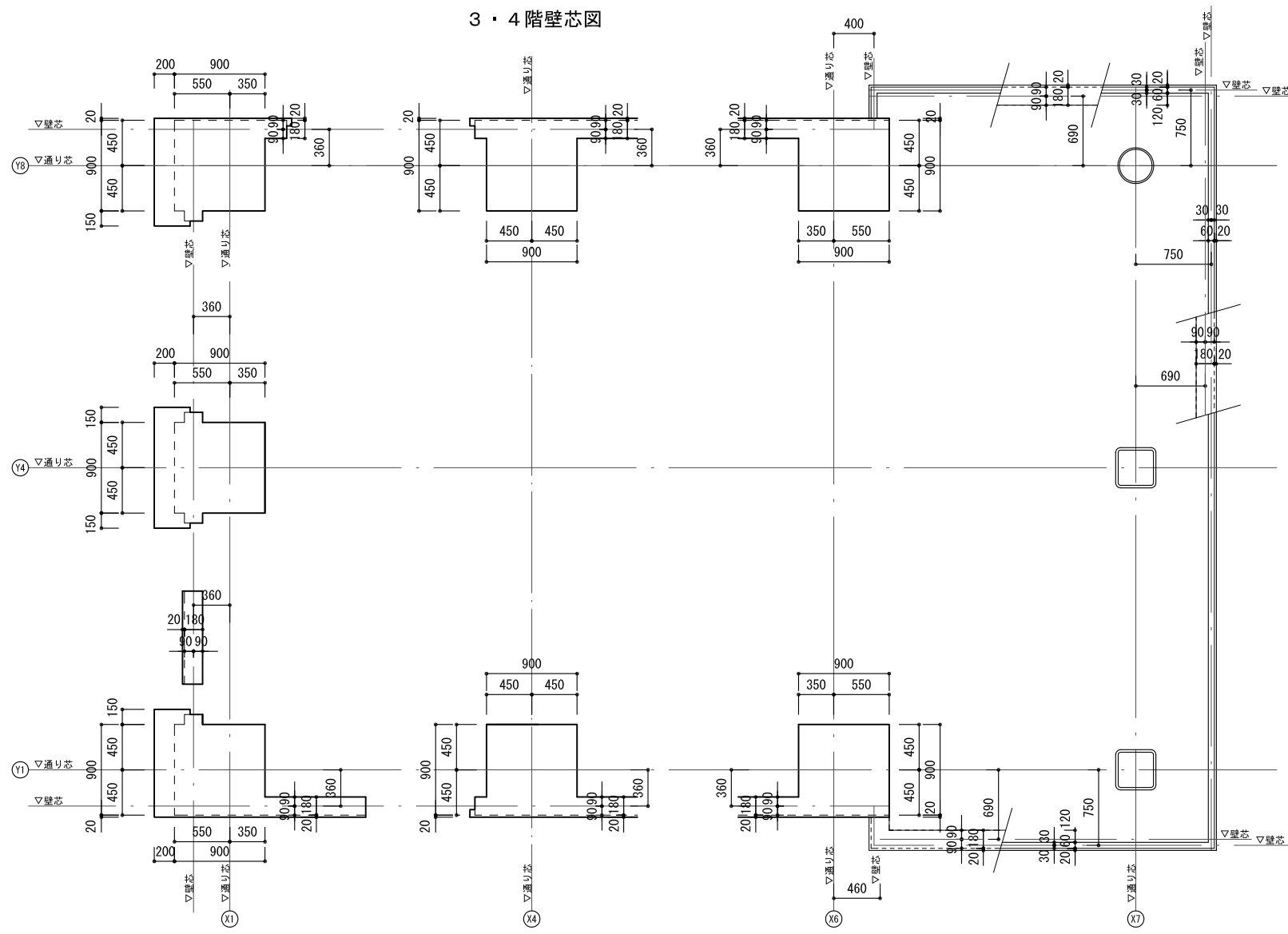


凡例		材料		備考	
	たてすべり出し窓	OW-1	: コンクリート打ち放し仕上げ (B種) + 砂目調仕上塗材左官仕上 + 汚染防止トップコート	△	電気誘発目地、打継目地@3,000mm外に必ず設置のこと
	片引き窓	OW-2	: コンクリート打ち放し補修の上フッ素樹脂塗装 (クリア)	△	・図中の記号は、1101図 (外部仕上表) 中の符号を示す
	突き出し窓	OW-3	: コンクリート打ち放し補修の上フッ素樹脂塗装 (グレー)		
	突き出し窓	OW-4	: 押出成形セメント板 t60+t15 (リブ) フッ素樹脂塗装 (ヨコ貼り工法)		
	縦軸回転窓	OW-5	: 耐火塗装		
	縦軸回転窓	OW-6	: アルミルーバー 電解2次着色		
	縦軸回転窓	OW-7	: ALC板 t100 フッ素樹脂塗装 (タテ貼り工法)		
	縦軸回転窓	H-1	: 庇		

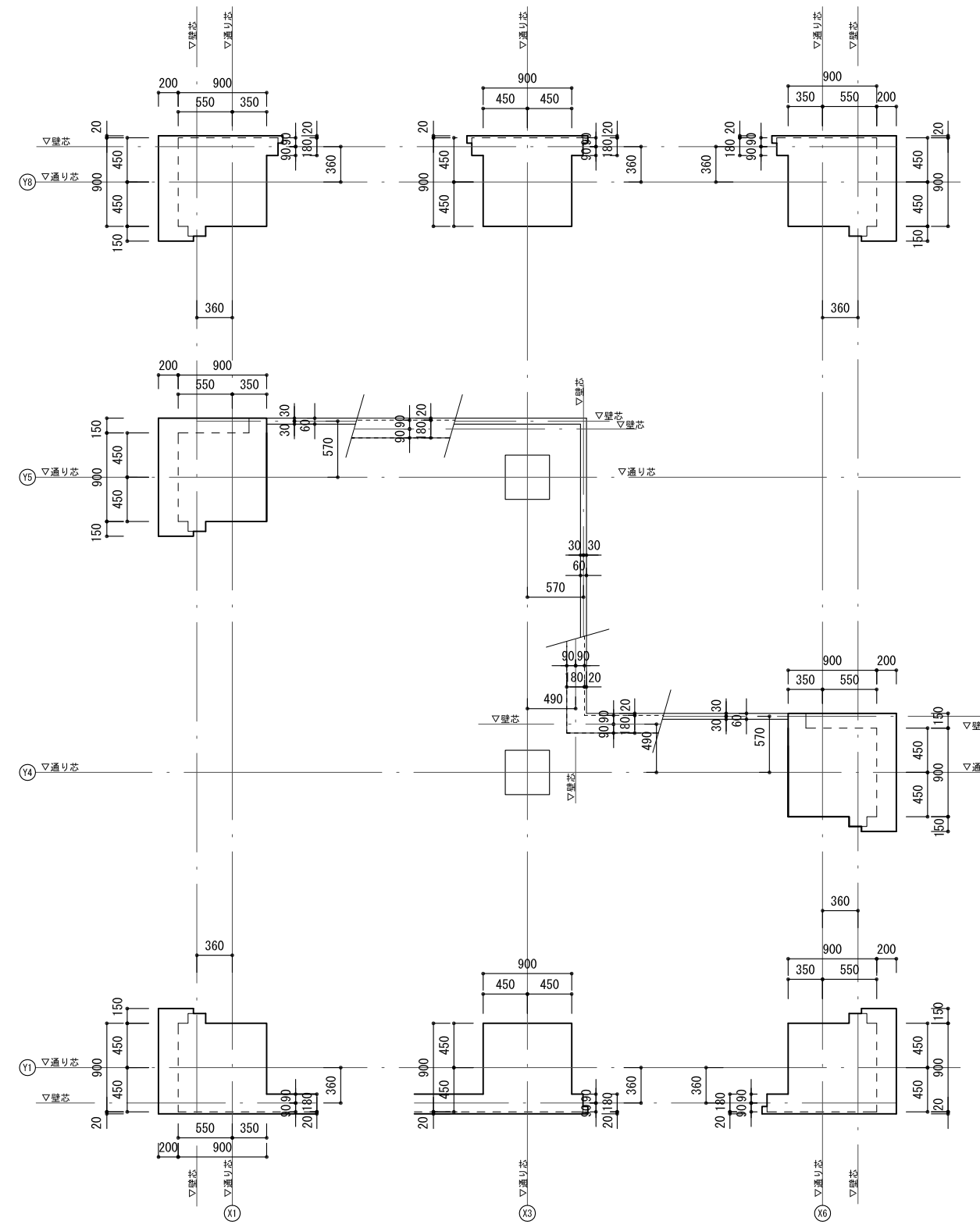




3・4階壁芯図



1・2階壁芯図



5階壁芯図

資格/番号	姓名	捺印	製図	検図	納品検査
代表 設計者 一級建築士 第199063号	茂島 亮				
担当 設計者 一級建築士 第238305号	重名 俊二		一級建築士 第229778号	江島 秀典	

訂正	特記

図面内容	図面番号
柱芯・壁芯図	1109
縮尺 A1:1/30 A3:1/60	区分 建築意匠図